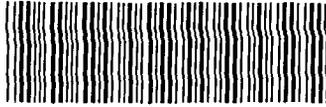


昭和十六年八月

貸金統制令解説

朝鮮總督府內務局

국회도서관



00148117

賃金統制令について

目次

凡例

令	賃金統制令
規	賃金統制令施行規則
府	朝鮮總督府令
總	朝鮮總督府告示
告	

は	しがき	一頁
第	一 本令の適用を受くべき勞務者の範圍	一
第	二 賃金の範圍	四
第	三 賃金規則	四
第	四 賃金の算定及支拂方法の制限	八
第	五 最低賃金	九
第	六 最高初給賃金	一〇
第	七 最高賃金	三
第	八 賃金總額の制限	一五
第	九 手當、實物給與、賞與、臨時給與の制限	二
第	十 勞務者に對する物品販賣の制限	二四
第	十一 協定賃金	二五
第	十二 勞務供給業者の供給する勞務者の賃金の制限	二九
第	十三 賃金臺帳	二九
第	十四 賃金委員會	三〇
第	十五 臨檢、檢査、報告	三一
第	十六 賃金統制令と賃金臨時措置令との關係	三三

第十七 其の他

むすび

附 録

賃金統制令(勅令第六百七十五號)..... 壹
(昭和十五年十月十九日)

賃金統制令施行規則(府令第八十二號)..... 四〇
(昭和十六年六月三十日)

賃金統制令第三條第二項ノ實物給與評價額ノ指定(總告第九百七十五號)..... 七四
(昭和十六年六月三十日)

賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ白米、精麥、精粟及食事ノ價格ノ指定
(總告第九百七十六號)..... 七五
(昭和十六年六月三十日)

賃金統制令關係承認、許可、認可、報告、屆事項一覽表..... 七五

賃金統制令改正勅令施行ニ關スル件(昭和十六年六月三十日內務局長)..... 七六
(例規通牒各道知事宛)

賃金規則記載例ニ關スル件(昭和十六年七月九日內務局長)..... 七九
(例規通牒各道知事宛)

賃金臨時措置令(勅令第七百五號)..... 八六
(昭和十四年十月十八日)

賃金臨時措置令施行規則(府令第八十五號)..... 九一
(昭和十四年十月二十七日)

賃金臨時措置令第十五條ノ組合及團體ノ指定(總告第八百五十號)..... 九二
(昭和十五年八月十七日)

賃金統制令(勅令第二百二十八號)..... 九六
(昭和十四年三月三十一日)

賃金統制令施行規則(府令第七十八號)..... 九八
(昭和十四年七月三十一日)

賃金統制令第二條第一號ノ事業指定(總告第六百十六號)..... 九八
(昭和十四年七月三十一日)

國家總動員法抄(法律第五十五號)..... 一〇〇
(昭和十三年四月一日)

賃金統制令について

はし が き

時局下に於ける労働賃金の昂騰を抑制しこれを適正化するために昭和十四年三月國家總動員法に基き賃金統制令が制定され更に同年十月賃金臨時措置令が制定された。この賃金統制令は工場及び鑛山に對してだけ適用され、現に未經験労働者の初給賃金の公定はこの勅令によつて實施されてゐるのである。賃金臨時措置令は物價の急激な騰貴を抑制するため、價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料等の停止と併せて賃金の一齊引上げを抑止するための臨時措置を定めたものでその有効期間は一ケ年であつた。

賃金水準の急激な昂騰の抑制はこれ等の法規によつて大體豫期の成果を擧げたのであるがしかし賃金の統制は、ひとり賃金水準の昂騰せんとする傾向を抑へるに止まらず労働者の生活の安定を圖つて労働能率の向上を期すると共に勞務需給を圓滑ならしめることを目標とする必要があるのである。

今回の賃金統制令改正勅令は労働者の賃金に付その一般的水準の昂騰するのを抑制すると共に賃金の凹凸を調整し労働能率の向上を期するために國家總動員法第六條の規定に基いて制定されたものであつて其の内容は従前の賃金統制令と賃金臨時措置令とを統合整備したものである。尙船員に付ては賃金臨時措置令の適用を受けて居たのであるが今回は船員については別に船員給與統制令の定めるところに依ることになつてゐる。(令一條)

第一 本令の適用を受くべき労働者の範圍

労働者

賃金統制令は其の者の賃金に付本令の適用を受けるものを労働者と稱する。其の範圍は従前の

賃金臨時措置令と大同小異であるが、廣く商品の生産及配給に關係ある労働に従事する者を包含せしめてある。即ち令第二條に依れば勞務者とは第一に労働に従事する者なること、第二に其の労働は第二條各號に列擧された事業に於ける労働であるか又は朝鮮總督の指定する労働であること、第三に労働に従事することが雇傭契約に基くものなることを必要とする。

労働

労働とは所謂筋肉的労働の意味であり人の肉體的な力を主とする勤勞であつて所謂精神的労働を含まない。即ち職工、鑛夫等狹義の労働者の行ふ労働ばかりでなく、土木建築、農業等に於ける各種の労働、銀行、會社、商店等の小使、給仕、守衛、タイピスト、雜役夫、昇降機運轉者等の行ふ仕事も此處に謂ふ労働である。

一定の事業に於ける労働

此の事業は令第二條に左の如く列擧してある。

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其の他鑛物採取の事業
- 二 物の製造、加工、淨洗、選別、包装、修理又は解體の事業（電氣、瓦斯又は各種動力の發生、變更又は傳導を爲す事業及水道の事業を含む）
- 三 土木、建築其の他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊又は其の準備の事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機に依る旅客又は貨物の運送の事業
- 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫に於ける貨物の取扱の事業
- 六 土地の耕作若は開墾又は植物の栽植、栽培、採取若は伐採の事業其の他の農業又は林業
- 七 動物の飼育又は水産動物の採捕若は養殖の事業其の他の畜産業、養蠶業又は水産業
- 八 物品の販賣又は保管の事業

右の事業と云ふのは必ずしも營利を目的とすることを要しない。相當組織的且つ繼續的に經營されるものであれば府邑面、産業組合等の如く非營利的なものでも之に該當する。又以上の事業に於て労働に従事する者であれば常傭たると、臨時雇たると日傭たるとを問はない。

朝鮮總督の指定する勞働

朝鮮總督の指定する勞働（令二條）は左の如くである（規則一條）

一 場屋又は物品の監守其の他之に類する勞働、即ち番人、守衛、門番、下足番等の如き勞務者は之に屬する。

二 場屋又は道路の清掃其の他之に類する勞働

三 小使、給仕其の他之に類する勞働

四 寫字、印字、電話交換其の他之に類する勞働、即ち筆耕、タイピスト、電話交換手等の勞務者は之に屬する。

五 機械又は器具の操作、検査、修繕其の他之に類する勞働

即ち通常職工が工場等に於て行ふと同種の勞働に従事する者であつて例へば會社等に使用されて居る汽罐士とか汽罐助手又は機械の修理工等の如きものは之に屬する。尙エレベーター運轉手も之に屬する。

六 物の運搬又は配達の勞働

本令の適用を除外される勞務者

以上の勞務者の中で左の者は本令の適用から除外される（令二條但書、

規則二條）

一 料理店業又は飲食店業に従事する者

例へば百貨店に於けるエレベーターガールの如きは本令の適用を受けるが其の百貨店の食堂の給仕は適用を受けない。

二 主として家事に従事する者

三 雇傭主が道知事の承認を受けて令の適用から除外したる者

右の中道知事の承認を受けられるのは本來勞務者であるが會社、工場等に於て給料、賞與其の他の待遇上一般職員と同じ取扱をしてゐるもので雇傭主が特に一般勞務者と區別して本令の適用から除外しようとする者である。而してその承認の申請書の様式は第一號様式に依るのである。

第二 賃金の範圍

賃金

本令に依り統制を受ける賃金は賃金、給料、手當、賞與其他名稱の如何を問はず労働の對償として勞務者に支給する金錢、物其他の利益である。(令三條一項)従つて労働の對償でなく雇傭主が勞務者の爲に一方的に給付する所謂福利施設の如きものは賃金として統制を受けないのである。唯だ此處で斷つて置くが本令第三條第一項は賃金について一般的に定義を下した趣旨であつて本令の規定に依つて統制を受ける賃金の範圍は各本條に従つて定まることである。

實物給與の評價

賃金の全部又は一部が被服、食料、住宅等金錢以外の利益であるときは之を實物給與と稱するが賃金の額について統制をする實物給與は之を金額に換算する必要がある。而して此の場合の評價は從來道知事の定むる標準價格に依つて之を算定するを原則として居つたのであるが之では賃金統制上種々不都合が尠くないので本令では朝鮮總督が評價額を定めることとした。(令三條二項)即ち昭和十六年六月三十日朝鮮總督府告示第九百七十五號によつて白米、精麥及精粟は公定小賣價格の七割、食事は一食に付十錢、住宅は一月(一疊に付)三十錢、一日(一疊に付)一錢と定められた。但し朝鮮建家屋に在りては一間を以て二疊に計算することに定められてゐる。是以外の實物給與は換算をする必要がない。

第三 賃金規則

賃金規則の作成

賃金の計算及支拂方法を明確ならしめ、之に對する勞資間の紛争の機會を豫防すると共に賃金制度に對する行政的監督を容易ならしむる必要上常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主はその雇傭する勞務者が常時十人に達したる日より三十日以内に賃金規則を作成し之を勞務者に周知せしむると共に作成の日より十四日以内に道知事に報告せねばならないことになつてゐる。(令四條、規則三條、四條、令六條)而して本令施行の際現に常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主に付ては賃金規則作成の期限は本令施

行の日より九十日以内となつてゐる。(規則四六條)此處に「常時十人以上」と謂ふのはその事業の繼續と期間中常態として十人以上の勞務者を雇傭する義であつて其の事業繼續期間の長短は勿論問はない。従(季節的に營む事業であつてもその期間を通じて十人以上雇傭すれば之に包含されるのである。

賃金規則の周知方法

賃金規則の周知方法は揭示其の他適宜の方法に依つて差支ないが雇傭主の雇する勞務者全部に對して爲さねばならないのは謂ふ迄もない。併し例へば或る請負單價に依つて賃金の支拂を受ける勞務者が全勞務者中の一部分であるやうな場合にその請負單價に關する記載の如く賃金規則中一(勞務者)のみ關係ある事項は其の關係勞務者に對して周知せしむるだけで充分である(規則四條)

賃金規則の記載事項

賃金規則に記載すべき事項は次の通である(規則五條)

一 所定就業時間數

工場、事業場等で豫め定められた一日の就業時間數を記載するのである。實労働時間數ではない。

二 賃金の締切の期間及び支拂の期日

三 定額給の定あるときは其の初給額及最低額

定額給とは月給、週給、日給又は時給等純粹の固定給を謂ふ。此の定があるときは其の初給額と最低を記載するのであるが若し男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其の他の區分に依つて異なる定があるとは夫々の區分に依つて異なる額を記載する。(規則六條一項)而して初給額といふのは雇入の際の額である

四 請負賃金制に於ける保證給又は單位時間給の定あるときは其の保證給又は單位時間給の初給額及び低額

請負賃金制とは單價請負、時間請負、歩合請負であつて何れも出來高節約時間其の他作業の能率に應じて賃金の支給額を算定する方法である。此の場合の保證給とは出來高の如何に拘はらず一定の労働を爲たる場合に必ず支給する賃金である。單位時間給とは一定の請負時間に對する賃金を謂ふ。斯かる定があるときは是等の初給額と最低額を記載するのである。而して此の場合に男女別、職種別、年齢別、勤続

數別其の他の區分に依つて異なる定があるときは夫々その區分毎に記載する（規則六條一項）

五 單價請負、時間請負又は歩合請負及び賃金算定方法

單價請負とは例へばコップ一個作れば十錢或は一枚の鐵板を造れば一圓と謂ふやうな所謂請負單價に依つて賃金を定める方法である。時間請負とは一定量の仕事に對して一定時間の労働が豫定されこの豫定労働時間が、賃金支拂の基礎となるものであり例へばコップ一個を二時間或は機械の部分品の製造を十時間で請負ふと謂ふやうな場合の如き賃金の定め方である。又歩合請負とは稼高又は生産額に對して一定の割合に依つて賃金を定める方法である。以上の場合の如き請負賃金制に於て一定の算式に依つて賃金を算出する方法（例へばローワン式、ハルシー式、テララ式等）を賃金算定方法と謂ふ。

これらの事項は作業又は製品の種類が多數である場合にはその一々について之を全部記載することは煩雜に過ぎ或は又殆ど不可能に近い事も考へられるので唯主要な作業とか主要な製品に付て記載すれば宜しい（規則六條二項）尙又同種の製品の製造又は同種の作業が三箇月以上繼續しない場合は其の製品又は作業に付て定められた請負單價、請負時間又は請負歩合は、其の記載を省略する事を得る（規則六條三項）以上の場合の外尙本事項に付て其の全部又は一部の記載を省略しやうとするときは道知事の許可を受ける事を要する。（規則六條四項）此の場合の許可申請書は第二號様式に依るのである。（規則六條五項）

六 手當を支給せんとするときは其の手當の名稱及び額又は率並に給與條件

従つて支給せんとする手當は之を全部記載するを要する。

七 白米、精麥、精粟、食事又は住居の給與を爲すときは其の數量、評價額及給與條件

八 遅刻又は早退の場合の賃金の計算方法

賃金の一部を貯蓄又は公債購入の爲控除するときは其の定の要旨

以上に掲げた事項の外賃金に關し必要な事項は記載する事を得る。例へば賃金規則に記載したるもの以外に實物給與を爲さんとする時は特別に許可を要するから（規則二七條）第七號に掲げた物以外の實物

を支給する場合には豫め之れを賃金規則に記して許可の手續を省略する方法を購じて置いてよい。

賃金規則の遵守義務

雇傭主は右の如き賃金規則を作成したときは之れに依つて賃金の支拂を爲さねばならぬ(令五條) 唯併し次のやうな場合は賃金規則に依つて賃金の支拂を爲すべき限でない。

(イ) 雇傭主が賃金總額計算期間(令一四條一項の命令の定むる期間)に支拂ふ賃金の總額が朝鮮總督又は道知事の定める平均時間割賃金に其の就業時間の總數を乗じて得た額を超過する場合にして道知事の認可を受けてゐない場合(令一四條一項)

(ロ) 天災事變其の他特別の事由に依り雇傭主が最低賃金の額を下る賃金を以て勞務者を雇傭する場合にして道知事の許可を受けてゐない場合(規則一四條一項三號)

(ハ) 最高初給賃金又は最高賃金の額を越ゆる額を以て雇傭主が勞務者を雇傭する場合にして道知事の許可を受けてゐない場合(規則一五條第一項)

(ニ) 常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主が其の雇傭する勞務者に就業の日又は時間に對する賃金を越ゆる手當を其の就業せざる日又は時間に對し支給せんとする場合にして道知事の許可を受けてゐない

場合(規則二六條一項)

(ホ) 常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主が賃金規則の賞與の記載事項に従つて賞與を支給することが賞與の制限に關する規定に違反する場合(規則二八條一項)

(ヘ) 常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主が其の雇傭する勞務者の全部又は大部分に對し時を同じくして賃金規則に記載してある臨時の給與を爲す場合に於て臨時の給與に關する制限の規定に違反するとき(規則一九條一項)

(ト) 常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主が勞務者に對し朝鮮總督の定める價格を下る代價を以て白米、精麥、精粟又は食事の販賣を爲すべき旨の規定を賃金規則に記載してある場合に於て其の販賣に關しての許可を受けてゐない場合(規則三〇條一項)

(チ) 協定賃金に依らずして雇傭主が勞務者を雇傭する場合にして道知事の許可を受けてゐない場合(規則三二條一項)

(リ) 賃金の協定(令二二條)存する場合に於て賃金規則の記載が其の協定の内容たる事項と異なる場合

賃金規則の報告

雇傭主は賃金規則を作成したるとき又は之を變更した時は其の作成又は變更の日から十四日以内に事業の種類、従業場所の名稱及所在地並に常時雇傭する男女別勞務者數を具して道知事に報告する事となつてゐる(令六條、規則八條)

賃金規則に對する變更命令

道知事は報告せられた賃金規則の記載事項が本令若くは本令に基く命令又は之に基いて爲す處分に違反せるか或は又著しく不適當と認められる場合には雇傭主に對して其の變更を命じ得る。雇傭主は右の變更命令に従つて命ぜられた事項に付變更せねばならず且つ變更せる賃金規則は之を勞務者に周知せしむると共に變更の日から十四日以内に之を道知事に報告せねばならぬ事は謂ふ迄もない。

第四 賃金の算定及支拂方法の制限

朝鮮總督は賃金委員會の意見を聽き賃金算定方法又は賃金支拂方法に關し賃金統制上必要なる命令を發し又は處分を爲す事を得る。(令八條)

賃金形態の制限

賃金の算定方法則ち所謂賃金形態には刺激の強い請負賃金制とか高度に累進的を殘業歩増といふが如き勞務者をして通常耐え得る以上の勞働に驅る惧のあるものがある。斯かるものは勞働力の維持培養と謂ふ見地から之を制限する必要がある。

支拂方法の制限

高賃金を受くる勞務者に付ては賃金の一部を公債に依り支拂つたり天引で貯蓄したりすることを強制するため朝鮮總督は命令を出し得ることにした。此の賃金形態の制限又は賃金支拂方法の制限等の方法に付ては目下當局に於て慎重に研究調査中である。

第五 最低賃金

最低賃金 凡そ勞務者を雇傭する者は其の勞務者に對して生活を維持するに足る最少限度の賃金を保障すべきであるのは謂ふ迄もない。

従前の賃金統制令でも其の適用を受ける事業を営む工場及鑛山に於ける二十歳未満の朝鮮人男子たる未経験勞働者の初給賃金に付て最低額が定められてゐたのであるが、生活必需品の昂騰に伴ふ勞務者の生活不安を除き勞働力の維持培養を計る見地から今回は未経験勞働者以外の一般勞務者に付ても廣く最低賃金を定むることとなつた。最低賃金は賃金の統計を基礎とし一定の方式に依り最低額を算出し之を生計費と睨み合せて修正した上妥當な額を地域別、男女別、年齢別に定めるのである。而して従前の賃金統制令に基いて定められた二十歳未満の未経験勞働者の初給賃金の最低額は本令の規定に依り定むる最低賃金と看做されるので(令三八條)今後はその最低額はそれ等の事業を営む工場、鑛山に於ける朝鮮人男子たる二十歳以下の者に付ては未経験勞務者のみならず一般の勞務者に付ても最低賃金として公定されたことになる。

最低賃金の效果 雇傭主は其の雇傭する勞務者に付て原則として右の最低賃金を下る賃金を以て勞務者を雇傭する事を得ないのは申す迄もないが(令九條二項)その最低賃金に依る制限の適用に當つては左の如き賃金は最低額の計算から除外することとなつてゐる。(規則九條)

一 精勤手當

二 早出、殘業又は深夜若は休日の就業に對する歩増

歩増とは例へば十時間の就業時間に對する賃金が一圓五十錢である場合に十一時間に對し一圓七十錢支給するとすれば時間割賃金の一圓六十五錢に加算する五錢が此の場合の歩増である。最低賃金は通常の勞働に對する最低額の保障であるから特殊の勞働に伴ふ歩増は除外して計算しなければならぬ。

三 白米、精麥、精粟、食事及住居の給與以外の實物給與

本令で實物給與といふのは無償で支給する實物に限り廉價供給に依る利益は實物給與とは見ない。而して其の實物給與の中で最低賃金の計算に換價して算入するものは米、麥、粟、食事、住居に限り其の他の實物は見積金額の如何に拘らず算入しない。其の理由は是以外の實物は勞務者の生活必需品として普遍性に乏しく自然最低生活の保障の趣旨に適しない場合が多いからである。

四 賞 與

五 臨時の給與(以上規則九條)

賞與、臨時給與の如きは常時の給與でないから除外してある。

最低賃金の除外

左の如き場合には例外として最低賃金を下る賃金の支給を認められる。(規則一四條一項)

項)

一 勞務者が精神又は身體の障礙に困り著しく作業能力の劣つてゐる場合

雇傭主は斯かる勞務者を雇入れたときは其の雇入の日の翌月十五日迄に第三號様式に依つて道知事に報告書を出さねばならぬ。(規則一四條一項)

二 勞務者の都合に依り所定就業時間に満たざる就業を爲す場合

勞務者の都合に依つて早退、遅刻等を爲し所定就業時間に満たざる就業を爲す場合である。

三 天災事變其の他特別な事由に依り道知事の許可を受けた場合

(一)及(二)の場合の外雇傭主は天災事變とか其の他の特別な事由あるときは特に道知事の許可を受けて最低賃金の額を下る賃金を以て勞務者を雇傭する事が出来る。而して此の場合の許可申請書は第四號様式に依り其の申請書には賃金規則の記載事項中第三號及第四號の事項の寫を添附せねばならぬ。(規則一四條三項、四項)

第六 最高初給賃金

最高初給賃金

本令に於ては工場、事業場等に於て勞務者を雇入れる場合の雇入れの際の賃金の最高額（最高初給賃金）を朝鮮總督又は道知事に於て定める事が出来る。（令一〇條一項）此の最高初給賃金は未経験勞務者と其の他の勞務者とに對し夫々地域別、男女別、年齢別、業種別に定める方針である。未経験勞務者以外の勞務者の初給賃金とはその勞務者が或る工場から他の工場に移動した場合その移動して來た工場に於て初めて受くる初任給を言ふのである。

初給賃金の適用期間

最高初給賃金は未経験勞務者に付ては雇入の日より三月間其の他の勞務者に付ては一ヶ年間適用されることになつてゐる。（規則一〇條）此の期間經過後に於ては不當に賃金の増額をなし特に高額に失するものがあれば行政官廳に於て之れを制限する事が出来るのである。（令一三條）

最高初給賃金の制限を受くる賃金の範圍

次に最高初給賃金に依つて制限を受ける賃金の範圍には左のものを含む。（規則一三條）

一 一月に付當該勞務者の受くる當該月分の賃金（賞與、臨時の給與及精勤手當を含まず）の平均日額の二日分又は三圓を超えざる精勤手當

即ち出勤獎勵の趣旨から最高初給賃金又は最高賃金以上に平均日額の二日分の精勤手當又は三圓を超えざる精勤手當の支給を認めることにしたのである。

二 就業十時間を超ゆる早出、残業又は深夜就業、休日就業に對する歩増

最高初給賃金又は最高賃金は就業十時間單位に公定する方針であり且つそれは普通の就業に對する賃金を定めたものであるから夫以上の時間に於ける早出、残業の歩増及び深夜又は休日就業の歩増は最高初給賃金又は最高賃金の制限から除外したのである。

三 白米、精麥、精粟、食事及住居以外の實物給與

四 賞 與

五 臨時の給與

未経験勞務者の最高初給賃金

従前の賃金統制令の規定に基いて公定された未経験勞働者の初給賃金の最高額は本令の規定に依り定めた最高初給賃金と看做されるのである。(令三八條)

未経験勞務者の範圍

ここに未経験勞務者とは工場、鑛山に於て左に掲ぐる各號の何れにも該當しない勞務者を謂ふ。(規則一一條)

一 従事しつゝある勞働又は之と同種の勞働に三月以上従事した經驗ある者

即ちこれは令の適用を受ける事業に於て従事せんとする勞働に其の修得せる技能經驗を利用し得るが如き勞働に三月以上従事した經驗ある者の義にして其の同種の業務なりや否やは従來の勞働と新に従事せんとする勞働との「互換性」の有無によつて之を決定すべきである。

即ち例へば工場勞働の經驗がなくても大工としての經驗が三月以上ある者を工場に於て木工、木型工等として雇傭する場合は本號に該當する。又鑛夫として四ヶ月經驗を有する者が工場に入る場合は該當しない。

二 工場又は鑛山に於て六月以上勞働に従事した經驗ある者

即ち従前の勞働と今後従事せんとする勞働との差異の如何に拘らず凡そ工場又は事業場(鑛山)に於て六ヶ月以上勞働に従事した經驗のある者である。

三 工業又は鑛業に關する官立若しくは公立の養成施設にして三月以上の修業期間を有するもの又は私立の養成施設にして道知事が之と同等以上のもものと認定したものの課程を修了した者

四 工業又は鑛業に關する學校に於て二年以上學習した者

五 前號に掲げたものの外國民學校初等科修了程度を入學資格とし修業年限を四年以上とする學校若しくは國民學校高等科修了程度を入學資格とし修業年限を二年以上とする學校又は之と同等以上の學校の課程を修了した者

尚最高初給賃金の除外例の場合は次の最高賃金の處で述べる場合と同一である。

第七 最高賃金

最高賃金 賃金臨時措置令に於ては日傭勞務者等に付て協定賃金の外最高賃金の制度を認めて之等勞務者の賃金の昂騰を抑制する事になつてゐる。

本令に於ても之と大體同様に最高賃金の規定を設けてゐる。即ち朝鮮總督又は道知事は賃金委員會の意見を聽き一定の勞務者に付最高賃金を定むる事が出来る。(令一一條)

最高賃金の範圍に付ては最高初給賃金の場合と同一である。

最高賃金の適用を受くる勞務者

而して此の最高賃金は日々雇入るゝ勞務者又は朝鮮總督の指定する勞務者に付て定めることとなつて居るのであるが、ここに朝鮮總督の指定する勞務者とは日傭勞務者に類する勞務者及比較的簡單な作業に従事する平和産業方面の一部の經驗勞務者を豫定して居る。(規則一二條)

次に最高賃金は男女別、年齢別、地域別に之を定むる方針である。

工場、鑛山の經驗勞務者の最高賃金

一般の工場、鑛山等の經驗勞務者に付ては最高賃金は公定しない方針であるが其の理由は之等の勞務者に付最高賃金を定むる事は實際上色々な困難を伴ふからである。即ち大工場等に於て勞務者一人一人に職種、年齢、經驗年數等を區別して最高賃金を超えて居るか否かを調べる事は殆ど不可能であるし又監督官廳が大工場の個々の勞務者に付其の職種、年齢、經驗年數等に依つて賃金の支拂の違反の有無を調べるといふ事も技術的に困難である。更に又經驗勞務者の賃金は同一年齡、同一經驗年數の者でも技能により非常に差が多く其の技能を客觀的に格付けする事は困難であるので、最高賃金を定むる結果普通技能程度の者も最高賃金の額迄賃金を受くる事が出来る事となり却て賃金水準の一般的昂騰を來す惧があるからである。

前述せる如く工場、鑛山等の經驗勞務者は個人的に技能の差が甚だしく従つて最高賃金で其の賃金を制限する事は出来なしいし又最高初給賃金の適用されるのは雇入後一定期間に過ぎないので従つて之等勞務者に付

ては其の賃金が著しく高額に失する場合に於て朝鮮總督又は道知事は之を制限する事が出来るのである。(令一三條)但し最高初給賃金の定ある勞務者又は日傭勞務者等最高賃金の定ある勞務者に付ては夫々其の方で制限を受けるのであるから右の制限を及ぼす必要はない。(令一三條但書)

次に賃金が果して高額に失するや否やは勞務者の技能程度如何によつて定めらるべきである。其處で技能の評價が必要となつて來るのであるが具體的の場合には同一工場の他の勞務者との賃金の比較及技能竝に前歴其の他を參考にして處理してゆく方針である。

最高賃金の除外例

雇傭主は左に掲げる場合に最高賃金を超えて賃金を定めても宜しいのである。

- 一 天災事變に際して必要ある場合
- 二 危険作業、有害作業等作業の性質上必要ある場合に於て道知事の許可を受けたとき
- 三 勞務者が技能特に優秀な場合又は特種の技能を持つてゐる場合に於て道知事の許可を受けたとき
- 四 其の他特別の事由がある場合に於て道知事の許可を受けたとき

報告及許可の申請

右の(一)の場合最高賃金の額を超える賃金を以て勞務者を雇傭した場合には其の雇入の日より十四日以内に其の要領を具して道知事に報告せねばならぬ。(令三一條、規則一五條二項)又最高賃金を超える賃金を以て勞務者を雇傭せんとする許可の申請書は右の(二)及(四)の場合には第五號様式、(三)の場合には第六號様式に依ることとなつてゐる。(規則一五條三項)

尙従前の賃金統制令施行規則又は賃金臨時措置令施行規則に基いて公定最高賃金に依らざる事に付許可を受けてあるものは右に述べた許可を受けたものと看做す(規則四七條、規則四八條)のであるから更めて本令の許可を受けるに及ばない。

尙最高初給賃金の制限を受けざる例外的の場合には右に述べた最高賃金の制限を受けざる例外的の場合と全く同一である。

第八 賃金總額の制限

賃金總額制限の目的

工場鑛山等に於ける一般經驗勞務者に付ては一定の最高額を公定して之に依り個人毎に賃金を制限する事が實際上困難な事情があるので之等の勞務者に付ては最高賃金を公定しないことは先に述べた通りである。従つて賃金水準の一般的昂騰を抑制する爲には他に別個の統制方式を必要とする。従前の賃金臨時措置令では之が爲基本給の一齊引上げ及賃金基準の引上を制限したのであるが其は九、一八の偶然な賃金を基礎とするものであるから工場相互間の凹凸や地域、事業等に依る賃金の凹凸がある。そこで之を或る一定の基準に基いて調整し勞務の需給を適正ならしめると共に生産能率の向上を圖ることが必要である。本令では之が爲に朝鮮總督又は道知事の公定する男女別及年齢別の平均時間割賃金に依つて標準的な賃金水準を定め工場、鑛山等に於て支拂ふ賃金が此の水準を超過するときは道知事の認可を受けしめるととし此の認可に際しその實情を調査し必要なる調整を行はうといふ趣旨である。

賃金總額の制限方式

賃金總額の制限と云ふのは從來の賃金臨時措置令の賃金ストップに代る新しい方式である。賃金總額の制限と云つても例へばA工場の賃金總額は一萬圓とかB工場のは二萬圓とか云ふ風に賃金の支拂總額を固定的に抑へようと云ふのではない。則ち雇傭主が所定の三ヶ月間に勞務者に對して支拂ふ賃金の總額が朝鮮總督又は道知事の定めた平均時間割賃金に總就業時間數を乘じた額の合計金額を越ゆる場合は豫め雇傭主に於て道知事の認可を受けしめると云ふのである。(令一四條)

之を例示すれば次の如くである。

A工場(三ヶ月間)の例は

年齢階級	勞務者數	總就業時間數	道知事の定むる 平均時間割賃金
二十歳未滿	一〇人	七、八〇〇時間	一五錢

三十歳未満	二〇人	一五、九〇〇時間	二五錢
三十歳以上	一五人	一三、二〇〇時間	三〇錢

A 工場の賃金支拂總額 一萬二百圓

B 工場(三ヶ月間)の例は

年齢階級	勞務者數	總就業時間數	道知事の定むる 平均時間割賃金
二十歳未満	一〇人	一一、三〇〇時間	一五錢
三十歳未満	二〇人	一五、二〇〇時間	二五錢
三十歳以上	三〇人	一五、九〇〇時間	三〇錢

B 工場の賃金支拂總額 一萬百五十圓

此の場合 A 工場に於ては平均時間割賃金に就業時間の總數を乗じて得た賃金總額は九、一〇五圓

内 譯

$$\left\{ \begin{array}{l} 0.15 \text{圓} \times 7.800 = 1.170 \text{圓} \\ 0.25 \text{圓} \times 15.900 = 3.975 \text{圓} \\ 0.30 \text{圓} \times 13.200 = 3.960 \text{圓} \end{array} \right.$$

次に B 工場に於ては平均時間割賃金に就業時間の總數を乗じて得た賃金總額は壹萬四百拾五圓

内 譯

$$\left\{ \begin{array}{l} 0.15 \text{圓} \times 12.300 = 1.845 \text{圓} \\ 0.25 \text{圓} \times 15.200 = 3.800 \text{圓} \\ 4.30 \text{圓} \times 15.900 = 4.770 \text{圓} \end{array} \right.$$

即ち此の場合 A 工場に於ては賃金支拂總額(一萬二百圓)が道知事の定めた平均時間割賃金に總就業時間を乗じた額の合計額を超えて居るから道知事の認可を受ける必要があるが、B 工場に於ては賃金支拂總額(一萬百五十圓)が道知事の定めた平均時間割賃金に總就業時間を乗じた額の合計額を超えないから道知事の許

可を受ける必要がない。

斯の如き制限方式によれば労働者の年齢による構成内容の變化、残業等による就業時間數の變動等に因る賃金總額の増減に對しては朝鮮總督又は道知事の告示する平均時間割賃金から算定し得る制限基準總額も亦之に應じて自動的に増減するものである。従つて此の總額制限方式は謂はゞ平均時間割賃金の制限となるのである。

平均時間割賃金

賃金の總額の制限の基準となるべき平均時間割賃金は男女、地域、年齢、業種の別に依つて之を定め年齢の區分は二十歳未満、二十歳以上三十歳未満、三十歳以上の三段階とする方針である。而してこの場合の年齢は毎年一月一日現在を以て計算する事になつて居る。(規則二二條二項)

制限を受くべき賃金の範圍

賃金總額の制限を受ける賃金には(一)、米、麥、粟、食事、住居以外の實物給與(二)、賞與(三)、臨時の給與は包含しない(規則二二條)然し是以外の賃金は本給たると手當たるとを問はず總額に算入される。又米、麥、粟、食事、住居は何れも所定の換算額に依つて算入する。

賃金總額計算期間

賃金總額の制限を受けるのは一定期間に雇傭主が勞務者に支拂ふ賃金である。その一定期間は賃金總額計算期間と稱し第一期は一月一日より三月三十一日迄、第二期は四月一日より六月三十日迄、第三期は七月一日より九月三十日迄、第四期は十月一日より十二月三十一日迄であつて毎月一定の賃金締切日の定あるときは各期間の最終月の最終賃金締切日前三月間といふことになつてゐる。(規則一六條)

賃金總額の認可

賃金總額の認可は左の場合に爲すことになつてゐる。

- 一 工場、事業場に於ける勞務者の職種、年齢、經驗年數等に因り必要あるとき、即ち工場、事業場に於て精密なる技能を要する職種が比較的多いか或は勞務者の年齢水準が高いが又は勞務者の平均經驗年數が比較的多い場合等である。

- 二 工場、事業場に於ける作業の性質又は環境に因り特に必要あるとき
即ち作業が危険有害なものであるとか又は環境等に因り比較的高賃金を支給する場合等の如きて

ある。

三 工場、事業場に於ける作業能率特に優秀なるとき

四 天災事變に際し其の他特に必要あるとき

以上の場合に於て道知事は男女及年齢別一時間平均賃金に依つて認可する。雇傭主が此の認可を受けたときは當該勞務者に對し賃金總額計算期間に支拂ふ賃金の總額は右の一時間平均賃金に該當勞務者の就業時間の總數を乗じて得た額を超過することは出来ない。(規則一九條一項、二項)此の場合の勞務者の年齢は其の年の一月一日現在に依る。(規則一九條三項)

認可は一年以内の期限を附して爲されるので其の期限を經過すれば認可は失效する。

賃金總額の制限に對する認可の申請

賃金總額の制限に關する令第十四條第一項の認可の申請書は第七

號様式に依ることになつて居る。(規則一七條二項)尙この場合認可の申請を爲さんとする工場、事業場等に於ける男女及年齢別一時間平均賃金の実績が時期に依り著しく異るときは申請前一年(一年の実績がないときは其の実績ある期間)の賃金總額計算期間若くは毎月の賃金臺帳の總括票(規則三六、令二九條)の寫又は之に準すべき書面を申請書に添附せねばならない。(規則一七條三項)

賃金總額制限方式適用の範圍

第一に平均時間割賃金が年齢、業種、男女別等に公定された場合それに

該當する勞務者は原則として全部賃金總額の制限を受けるのであるが左に掲ぐる勞務者の賃金に付ては適用しない。(令一四條一項、規則一七條一項)

一 令第十五條の規定に依り認可を受けた單位生産量に對する賃金額に依つて賃金の支拂を受ける勞務者

是等の勞務者に支拂ふ賃金の總額は其の單位生産量に對する賃金額に生産量を乘じて得た額を超過する事を得ないことになつてゐるから(令一五條)之を以て賃金の一般的引上の抑止を計る事が出来るので賃金總額の制限を及ばす必要がないのである。

二 令第十六條の規定に依つて認可を受けた請負單價、請負歩合、賃金算定方法に依る賃金を以て雇傭される勞務者

此の場合に於ても認可を受けた請負單價、請負歩合及賃金算定方法に依つて(一)の場合と同様に賃金總額の制限を及ぼす必要がないからである。

三 令第十七條の規定に依り認可を受けた初給賃金及び昇給の規程に依り雇傭され又は昇給される勞務者

此の場合も前二號の場合と同様賃金總額の制限を及ぼす必要がないから斯かる勞務者は除外される。

以上の外尙左の勞務者に付ても賃金總額の制限を及ぼさない。(規則二〇條)

四 専ら事務所にて使用する勞務者及日日雇入るる勞務者

即ち専ら工場外、事業場外の事務所で使用する勞務者例へば工場、事業場の本社に於ける小使、給仕、タ イピスト等の如きものには及ばない。併し乍ら之等勞務者と雖も工場、事業場で使用するのであれば制限を受けるのである。此の場合事務所とは實質的に工場又は事業場と分離してゐる事務所を意味する。

第二に賃金總額の制限に關する規定の適用を受ける雇傭主は右第四號の勞務者以外の勞務者を常時五十人以上雇傭する雇傭主に限られる。(規則一七條一項)従つて夫れ以外の雇傭主が雇傭する勞務者は賃金總額の制限を受けないのである。

標準賃金

賃金統制上終局の目標とする所は個々の勞務者の賃金に對する統制である。即ち勞務者の職 種、年齢又は経験年數の如き賃金決定の主要なる條件に付慎重なる研究を行ひ而して我が國現時の各種工場、 鑛山等に於ける賃金支拂狀況より各職種に固有なる賃金曲線を發見し勞務者の個人的の賃金に對し之が統制 の標準となるべき標準賃金を決定することが必要である。此の標準賃金は先づ賃金總額の制限を爲す場合に 於て其の制限額を越ゆる賃金の支拂の認可の基準とする方針であるが尙雇傭主に對しても賃金支拂の指針と して之により指導を爲し賃金の適正化を圖ることを目的とするものである。

賃金總額の制限に代る賃金の統制方式

前述した如く賃金總額の制限の目的とする所は賃金の一般的昇騰を抑止するに在るが別に此の目的を達し得る他の方法を認め雇傭主が之に付認可を受けた場合には賃金總額の制限に關する規定の適用は受けない事にしてゐる。(令一四條一項一號乃至三號)

即ちその方式とは次の三つの方法である。

一 單位生産量に對する賃金額の認可

雇傭主は道知事の認可を受け一定の勞務者に支拂ふ賃金に付て單位生産量に對する額を定むることを租る。此の場合に於ては其の勞務者に對し支拂ふ賃金の總額は其の單位生産量に對する額に生産量を乗じて得た金額を超過してはならない。(令一五條)

例へば石炭一廾に付鑛山の全勞務者に對する賃金總額は五圓と謂ふ額を定め認可を受けてある場合に牛産量が一萬廾であればその鑛山の總ての勞務者に對して支拂ふ賃金の總額は五萬圓を超過する事が出来ない。従つて生産量が増加すれば總額も之に伴つて増加して宜しいのである。

この認可の申請書は第八號様式に依り其申請書には單價請負、時間請負又は歩合請負及び賃金算定方法に關する賃金規則の記載の寫と最近の賃金總額計算期間若くは最近三月間の毎月の賃金臺帳(總括票)の寫又は之に準すべき書面を添附する事になつてゐる。(規則二四條)

二 請負單價又は請負歩合及賃金算定方法の認可

雇傭主は請負單價又は請負歩合及賃金算定方法に付道知事の認可を受けたときは其の請負單價又は請負歩合及賃金算定方法に依る賃金を以て勞務者を雇傭することが出来る。併しそれが公定した最低賃金、最高初給賃金又は最高賃金に抵觸する場合には夫々其の公定したものに依らねばならないのである。(令一六條)

認可の申請書は第九號様式に依り其の申請書には前の場合と同様に賃金規則に記載した單價請負、時間請負又は歩合請負及び賃金算定方法に關する事項の寫と最近の賃金總額計算期間若くは最近三月間の毎

月の賃金臺帳(總括票)の寫又は之に準すべき書面を添附することになつてゐる。(規則二四條)

三 初給賃金及び昇給の規程の認可

雇傭主は一定の勞務者の初給賃金及び昇給の規程に付道知事の認可を受けたときは其の規程の適用ある勞務者に付て其の規程に依つて雇入れ又は昇給することが出来る。この認可の申請書は第十號様式に依り其の申請書には初給賃金及び昇給に關する賃金規則の記載の寫と最近の賃金總額計算期間若くは最近三月間の毎月の賃金臺帳(總括票)の寫又は之に準すべき書面を添附することになつてゐる。(規則二五條) 以上の三つの場合則ち單位生産量に對する賃金額、請負賃金制又は初給賃金及び昇給の規程に關する認可は公定された平均時間割賃金との權衡を考へて之を爲すことが必要であるから其の平均時間割賃金が公定される迄は之を認可しない方針である。

認可の取消

賃金總額の制限を超える場合の認可(令一四條一項の認可)又は以上述べた三つの何れかの場合の認可(令一五條乃至一七條の認可)は左の場合には道知事に於て之を取消することが出来る。(令一八條)

- 一 詐偽又は不正の手段に依り認可を受けたとき
- 二 認可の條件に違反したとき
- 三 認可後の事情に著しき變更ありたるとき

第九 手當、實物給與、賞與、臨時給與の制限

手當、實物給與、賞與、臨時の給與等は何れも賃金の相當重要な部分であるから本令では朝鮮總督は之等のものに關し賃金統制上必要なる命令を發することが出来ることとした。(令一九條)

手當

手當とは物價手當、家族手當、住宅手當、役付手當、危険有害作業に對する手當又は殘業手當、夜勤手當、休日出勤手當、獎勵加給、年功加給、皆勤賞與等本給の外に種々の理由に基き加給される諸手當を謂ふ。而して是等の手當を支給するには必ず賃金規則に記載しなければならぬ。(規則五條)

尙本令では常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主は就業しない日又は時間に對し支給する手當が就業の日又は時間に對して支給する賃金を超過する場合は道知事の許可を受けねばならないことになつてゐる。

例へば日給が二圓である場合に公休日手當として二圓五十錢支給すると謂ふ場合許可を要するのである。
(規則二六條一項)

尤も本令施行の際現に斯かる手當を支給して居る雇傭主は本令施行の日から九十日以内其の支給に付許可を要しない。(規則四九條)

許可の申請書は第十一號様式に依り其の申請書には手當に關する賃金規則の記載の寫を添附することになつてゐる。(規則二六條二項、三項)

尙從來支給してゐた手當及び賃金額に關係なく一率又は一定標準に依り支給されるものに付ては特別の支障ない限り許可する方針である。

實物給與 實物給與とは舍宅、寄宿舎の供與とか身廻品の支給とか食事の支給等を無償にて爲す場合を謂ふのであるが白米、精麥、精粟、食事及住居の給與に付ては賃金規則に記載することになつて居る。

常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主は道知事に報告した賃金規則に依る以外に實物の給與を爲さんとするときは道知事の許可を要する。(規則二七條一項)

従つて許可を受けないで實物の給與を爲さうとするには道知事に報告した賃金規則に記載して置けばよい譯である。

本令施行の際現に道知事の許可を受けずして右の實物給與をやつてゐる雇傭主は本令施行の日から九十日を限つて道知事の許可を受けるを要しない。(規則五〇條)

實物の給與の許可申請書は第十二號様式に依り其の申請書には實物給與に關する賃金規則の記載の寫を添附することになつてゐる。(規則二七條二項、三項)

尙この申請に對して道知事は其の事由とか額の不相當なもの又は賃金の統制を免れる意圖が明白なもの等

特に支障あるものを除く外許可する方針である。

賞與の支給

常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主が其の雇傭する勞務者に賞與を支給せんとするときは原則として道知事の許可を受けなければならぬ。(規則二八條一項)但し各支給期に支給した賞與總額を支給を受けた勞務者の數で割つた額(平均金額)の一年間(曆年)の合計額が六十圓以内の場合には許可を要しないのである。

ここに賞與とは、盆、暮等に於て支給する所謂ボーナスを謂ふのであつて會社、工場等に於て豫め定められた率又は額に依つて定期的に支給されるものは皆勤賞與等の如く賞與と名付けられて居てもそれは本令では手當として取扱ふのでここに謂ふ賞與ではない。

而して賞與の許可の申請書は第十三號様式に依り其の申請書には最近の賃金總額計算期間若くは最近三月間の毎月の賃金臺帳(總括票)の寫又は之に準すべき書面を添附することになつてゐる。(規則二八條二項、三項)

賞與許可の方針

道知事が賞與の許可を爲す場合には左の方針に依る。

(イ) 常時雇傭する勞務者の一人平均賞與額が前年同期の一人平均賞與額を超えないとき又は前年同期と同じ基礎に依り支給されるものである場合は許可する。

(ロ) 前年同期に比し賞與が増加する場合であつても職員の賞與との權衡上妥當なものは許可する。

(ハ) 前年同期に比し賞與が増加する場合であつても勞働繁劇を加へた等特別の事由あるものは許可する。

(ニ) 鐵道、軌道従業員、商店員、事務所關係者等給與の點に於て一般勞務者と異り比較的賞與の多額なるものは其の實情に照し取扱上劃一的處理に陥ることなきやう特別の考慮を拂ふ。

臨時の給與

同一の工場、事業場、事務所其の他の場所に於て常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主は其の雇傭する勞務者の全部又は大部分に對して時を同じうして臨時の給與を爲さんとするときは原則として道知事の許可を受けねばならない。(規則二九條一項)

即ち例へは創立何十周年紀念とか社長の還曆祝とかの場合に於て勞務者に一齊に臨時の給與を爲す様な場合は道知事の許可を要するのである。

併し乍ら臨時の給與の額が支給を受ける勞務者に對し毎年(曆年)の一人平均合計額が二十圓を超過しない場合は許可を受けなくてもよい。つまり年に數回支給するやうな場合には支給期毎に於ける一人平均額の合計が一年を通じて二十圓以内の場合は許可を要しないのである。

この許可の申請書は第十四號様式に依り其の申請書には最近の賃金總額計算期間若くは最近三月間の毎月の賃金臺帳(總括票)の寫又は之に準すべき書面を添附することになつてゐる。(規則一九條二項、三項)臨時の給與は其の事由又は額の不相當なもの又は賃金の統制を免れる意圖が明白なもの等特に支障あるものを除く外は道知事に於て之を許可する方針である。

第十 勞務者に對する物品販賣の制限

朝鮮總督は勞務者に對する物品の販賣又は其の委託の方法に依り事實上賃金の額が増減される虞ある場合に於て雇傭主に對し必要なる命令を爲すことを得る。(令二〇條)

物品販賣の制限

常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主は勞務者に對し朝鮮總督の定める價格以下の代價を以て白米、精麥、精粟又は食事の販賣を爲すときは道知事の許可を受けねばならぬ。(規則三〇條一項)

ここに販賣とは例へは食事を給與してゐる場合でも賃金の中からその代價として五錢を差引くやうな場合をも指すのであつて本令では之を實物の給與とは考へないのである。又雇傭主が相當部分の經費の負擔をして第三者をして販賣せしめてゐる場合は第三者に販賣を委託したものと見る。この場合朝鮮總督の指定する價格と其の販賣價格との差額は賃金とは看做さないのである。

朝鮮總督の指定する價格

朝鮮總督の指定する價格は昭和十六年六月三十日朝鮮總督府告示第九百七十

六號によつて白米、精麥及精粟は公定小賣價格の七割、食事は一食に付十錢と決められた。之れ以外の物品の販賣に付いては許可を要しないから價格を指定する必要がない。

許可申請

この場合の許可の申請は第十五號様式に依り其の申請書には最近の賃金總額計算期間若しくは最近三月間の毎月の賃金臺帳(總括票)の寫又は之に準すべき書面及び手當並びに實物給與に關する賃金規則の記載の寫を添附することになつてゐる。(規則三〇條二項、三項)

次に本令施行の際現に勞務者に對し白米、精麥、精粟又は食事の販賣を爲し又は其の販賣の委託を爲してゐる雇傭主であつて前述の其の販賣又は委託に付許可を受けねばならぬものは、本令施行の日から九十日を限つて許可を受ける必要がないのである。(規則五一條)

第十一 協 定 賃 金

協定賃金の趣旨

協定賃金の制度は、從來賃金臨時措置令に於て主として日傭労働者に付行はれて來たところであるが、賃金統制の及ぶ範圍は極めて廣汎であり業種、業態等多岐に亘る關係から、雇傭主相互間又は組合、團體等に於て爲す賃金の協定が賃金統制の目的に叶ふものであれば之は頗る望ましい制度であり、之に依り具體的實情に即した賃金の統制を促進する事は極めて適當な方策である。そこで本令では協定賃金に關する從來の規定を一層整備すると共に新たに協定を爲すべきことを促す命令、協定に従ふべきことの命令等を發し得る規定を設けたのである。

賃金の協定

雇傭主相互間に於て又は朝鮮總督若しくは道知事の指定する組合若しくは團體に於て賃金の協定を爲し道知事の認可を受けたときは、其の雇傭主又は其の組合員若しくは團體員たる雇傭主は原則として其の協定に依らねばならない。(令一二條)例へば建築組合で建築の日傭労働者の賃金を一日最高三圓、最低二圓と協定し、道農會で農業勞務者の日當を最高二圓と協定して道知事の認可を受けたときは建築組合の組合員たる雇傭主又は道農會の構成單位である郡農會員は其の協定に依らなければならないのである。而して道

知事は賃金の協定又は其の廢止變更を認可し又は協定を廢止、變更したときは直ちに其の要領を告示に依り公示すると共に關係雇傭主をして周知せしめる措置を講ずる筈である。

賃金の協定に關する規定は本令に於ては從來に比し一層整備されたのであるから道知事に於ては關係者を指導し協定の普及を圖り特に日傭勞務者等の賃金の統制には遺漏なきを期する方針である。尙作業の性質、勞務者の技能程度其の他特別の事由に因り一般の基準と異なる基準を定める必要あるものに付ては其の基準をも併せて協定せしめると共に賃金の最低額又は賃金の最高額に關し協定を爲す場合に於ては其の賃金の範圍をも併せて協定を爲さしめるのである。

協定事項

賃金の協定は最低賃金、最高初給賃金、最高賃金、定額賃金制に於ける定額給、請負賃金制に於ける保證給又は單位時間給、請負賃金制に於ける請負單價、請負時間又は請負歩合及び賃金算定方法、手當、實物給與、昇給規程等に關して之を爲すことを得るが是以外に協定事項となり得るものは命令を以て定めることになつてゐる。(令二二條)

認可の申請

認可の申請は道知事に對して之を爲すを原則とする。而してその申請書には 一、協定を爲した雇傭主の氏名及び住所又は協定を爲した組合若しくは團體の名稱及所在地 二、協定の内容 三、協定の行はれる區域 四、其の他參考となるべき事項を記載せねばならぬ。(規則三一條)協定の效力が二以上の道に及ぶ場合の申請は、賃金の協定を爲した雇傭主又は組合若しくは團體の所在地を管轄する道知事を経由し(規則四三條)朝鮮總督に對して之を爲すのである。(令三三條二項)

朝鮮總督若しくは道知事の指定する組合若しくは團體

賃金の協定を爲し得る組合又は團體として現在朝鮮總督の指定して居る組合及團體は農會、道山林會、漁業組合、漁業組合聯合會、水産組合、水産組合聯合會、水産會、工業組合、工業組合聯合會、重要物産同業組合、重要物産同業組合聯合會、酒造組合、酒造組合聯合會、朝鮮土木建築業協會であるが何れも賃金臨時措置令第十五條の規定に依つて指定されたもので本令の規定に基いて指定したものと看做されたのである。尙是等の組合又は團體以外のもので賃金臨時措置令の規定

に基いて道知事の指定した組合若くは團體も本令の規定に基いて指定したものと看做される。(令三九條)

協定賃金の效力に付て

協定を爲し認可を受けたときは其の協定に参加した雇傭主は其の事項に關しては適用除外の許可のあつた場合と同じくそれぞれ最低賃金、最高初給賃金又は最高賃金に關する制限を受けないことになる。(令二三條一項) 又單位生産量に對する額や請負單價又は請負歩合及び賃金算定方法や或は初給賃金及昇給の規程に關する事項に付て協定を爲し認可を受けたときは其の事項に付てはそれぞれ令第十五條、第十六條又は第十七條の認可を受けたものと看做される。(令二三條二項) 従つて斯かる場合には賃金總額の制限の規定は適用されないのである。

協定賃金に依らざる場合

雇傭主は左に掲げる場合に於ては協定賃金に依らなくてもよい。

- 一 天災事變に際し必要がある場合
- 二 作業の性質上必要がある場合に於て道知事の許可を受けたとき
- 三 勞務者が技能特に優秀なるとき又は特技を特つてゐる場合に於て道知事の許可を受けたとき
- 四 其の他特別の事由がある場合に於て道知事の許可を受けたとき

報告及許可の申請

右の(一)の場合には勞務者を雇傭した日から十四日以内に其の要領を具して道知事に報告せねばならない(規則三三一條二項) 又は(二)及(四)の場合には第十六號様式(三)の場合には第十七號様式に依つて許可申請を爲すこととなつてゐる。(規則三三一條三項)

協定の廢止又は變更

賃金に關する協定を爲して一旦道知事の認可を受けた場合に於て其の協定を廢止し又は其の内容を變更しやうとするときは再び認可を受けることを要し(令二四條) その認可の申請書には一、協定を爲した雇傭主の氏名及び住所又は協定を爲した組合若くは團體の名稱及び所在地 二、廢止又は變更すべき事項 三、廢止又は變更せんとする協定の行はれる區域 四、廢止又は變更を要する理由 五、其の他參考となるべき事項を記載せねばならぬ(規則三一一條)

協定加入命令

道知事は、賃金の協定が爲されてゐる場合に、協定に加はつてゐない雇傭主又は協定を爲した組合若くは團體の組合員若くは團體員でない雇傭主に對し其の協定に従ふべきことを命ずることが出来る(令二五條)而して此の命令を受ける雇傭主は(イ)協定の行はれる區域内で協定を爲した雇傭主と同種若くは類似の事業を營み若くは協定のあつた勞務者と同種の勞務者を雇傭する雇傭主又は(ロ)協定を爲した組合若くは團體の地域内に於て其の組合員若くは團體員たる資格を有する者に限るのである。(規則三四條)即ち之に依つて所謂アウトサイダーたる雇傭主に對しても協定の効力が及ぶ譯である。尙協定の効力が二以上の道に及ぶ場合には此の命令は朝鮮總督が發するのである。(令三三條二項)

認可の取消

道知事は賃金統制上必要ありと認めるときは賃金の協定に付既に爲した認可を取消すことが出来る。(令二六條一項)而して此の場合道知事に於て必要があれば協定に代るべき定を爲すことも出来る。(令二六條二項)この定は道知事の認可した協定と看做されるのである。(令二六條三項)取消さるべき協定の効力が二以上の道に及ぶときは取消を爲し得るのは朝鮮總督である。

協定命令

道知事は賃金統制上必要ありと認むる場合は雇傭主又は組合若くは團體に對して一定の期限内に協定を爲すことを促すことが出来る。(令二七條一項)若し右の期限内に協定が爲されない場合又は期限内に協定が出来たが道知事の認可が得られなかつた場合には道知事は協定に代るべき定を爲すことが出来る。(令二七條二項)この定は令第二十一條の認可を受けた協定と看做される。(令二七條三項)尙協定の効力が二以上の道に及ぶ場合は協定を促し得るのは朝鮮總督である。

賃金臨時措置令の許可を受けた協定賃金

賃金臨時措置令の規定に依つて許可を受けた協定賃金にして本令施行の際現に効力を有するものは本令の規定に依つて認可を受けた賃金の協定と看做され本令施行後に於ても其の効力を有することになつてゐる(令四〇條)尙之等の協定を廢止し又は變更するときには本令の規定に依つて道知事の認可を受けねばならないし又道知事は賃金統制上必要ありと認めるときは本令の規定に依り其の協定の認可を取消すことが出来るのは謂ふ迄もない。

第十二 勞務供給業者の供給する勞務者の賃金の制限

勞務供給業者の供給する日傭勞務者に付ては之を使用する工場、鑛山等と之等勞務者との間に使用關係はあつても雇傭關係は存しない。斯くの如き單に使用關係のみ存する勞務者に付其の使用主に對し賃金統制に關する本令の規定の適用を及ぼし種々の責任を課することは困難であるがさればといつて之等勞務者の賃金を放任することは賃金統制上面白くない。そこで本令では之等勞務者の賃金に關して、朝鮮總督は本令に定めてある以外に賃金統制上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得ることにしてゐる。(令二八條)

第十三 賃金臺帳

賃金臺帳の作成

賃金臺帳は從來賃金統制令及び賃金臨時措置令の規定に依り定められてゐたのであるが賃金統制を正確且圓滑に行ふ爲には各工場、事業場の賃金支拂の實情を調査監督する事が極めて必要であるので本令に於ても賃金臺帳の作成及び備付けの義務を常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主に命じてゐる。(令一九條)賃金臺帳作成の期限は常時雇傭する勞務者の數が十人に満たない雇傭主に付てはその勞務者の數が十人に達した日から三十日以内である。尙本令施行の際現に常時十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主に付ては右の期限は本令施行の日から九十日である。(規則五二條)

賃金臺帳の様式

賃金臺帳は從來一定の様式か定められてゐなかつたのであるが賃金に關する帳簿書類の整備は賃金監督上最も重要であるのに鑑み今回様式を一定することにした。即ち賃金臺帳は個人票及び總括票とし其の様式は常時五十人以上の勞務者を雇傭する工場、鑛山では第十八號及第十九號様式、其他の工場、事業場、事務所其の他の場所に在つては第二十號及第二十一號様式に依ることになつてゐる。(規則三六條一項)尙雇傭主は個人票に付て道知事の許可を受けたときは右と異なる様式を用ひて差支へない。(規則三六條二項)併し賃金臺帳の様式の備考で特に省略を認めた事項以外のものを省略することは監督上支障がある

ので様式の變更の許可に當つては道知事は特に此の點に留意する方針である。雇傭主は右の許可の申請に當つて其の用ひようとする様式及申請の理由を具することになつてゐる。(規則三六條三項)

賃金臺帳の記入 賃金支拂に關する賃金臺帳の記入は個人票に在つては毎月の賃金支拂に付て翌月末日迄に之を爲し總括表に在つては毎月の賃金に付て翌月末日迄に又毎賃金總額計算期間の賃金に付て其の期間終了の翌月末日迄に之を爲すことを要する。(規則三七條)尙日傭勞務者の賃金に付ては記載することを要しなす。

賃金臺帳(總括票)の報告 同一の工場、事業場、事務所其の他の場所に於て常時五十人以上の勞務者を雇傭する雇傭主は毎月の賃金臺帳(總括票)の寫を翌月末日迄に毎賃金總額計算期間の賃金臺帳(總括票)の寫を其の期間終了の翌月末日迄に道知事に報告せねばならない。(規則三八條)而して本令施行の際十人以上の勞務者を雇傭する者は本令施行の日から九十日間は臺帳作成を猶豫されるがその代りに従前の賃金統制令施行規則及賃金臨時措置令施行規則の規定に依る賃金臺帳を作成し且つ賃金月報を提出せねばならない。併し本令の規定に依つて賃金臺帳を作成し之の寫を道知事に報告すれば右の期間内と雖も従前の規定に依る臺帳及月報の必要はない。(規則五四條)

賃金臺帳の保存 賃金臺帳は其の最後の記入を爲してから三年間之を保存せねばならない。(規則三九條)又従前の賃金統制令施行規則及賃金臨時措置令施行規則の規定に依る賃金臺帳も同様に其の最後の記入を爲した日から三年間之を保存せねばならない。(規則五三條)

第十四 賃金委員會

賃金の統制を行ふに當つて其の慎重且圓滑な運行を期する爲に賃金委員會が設けられる。賃金委員會には政務總監を會長とする朝鮮中央賃金委員會及び道知事を會長とする道賃金委員會の二種類がある。

朝鮮中央賃金委員會、道賃金委員會は各朝鮮總督及道知事の諮問に應じ賃金統制令施行に關する重要事

項を調査審議するのである。(朝鮮賃金委員會官制一條)

殊に(イ)賃金算定方法又は賃金支拂方法に關する命令を發し又は處分を爲さんとするとき、(ロ)最低賃金を公定せんとするとき、(ハ)最高初給賃金を公定せんとするとき、(ニ)最高賃金を公定せんとするとき、(ホ)手當、實物給與、賞與、臨時給與の種類又は額に關し命令を發せんとするとき、(ヘ)賃金協定の認可を取消せんとするとき、(ト)協定に代るべき定を爲さんとするときには朝鮮總督又は道知事は各賃金委員會に諮問せねばならないのである。

以上の外賃金委員會は尙廣く労働者の賃金一般に關する重要事項に付て關係行政官廳に建議することが出来る。(官制一條四項)

賃金委員會は斯くの如く賃金統制に於て極めて重要な役割を有するものであるから關係各廳高等官及び學識經驗ある者等賃金統制に關する權威者を廣く集め其の調査審議の公正を期することになつてゐる。(官制六條)尙特に専門の事項に付技術的に且實狀に即する意見を徵する爲に専門委員を設けてゐる。(官制十條)

第十五 臨檢、檢査、報告

臨檢、檢査

賃金統制を確實且つ圓滑に遂行する爲には行政官廳に於て必要に應じ賃金の狀況に付て報告を徵すると共に當該官吏が工場、事業場、事務所等に臨檢し帳簿書類の檢査を行ふ事が肝要である。そこで令第三十一條は朝鮮總督又は道知事は國家總動員法第三十一條の規定に基き賃金の狀況に關し報告を徵し又は當該官吏をして工場、事業場、事務所其の他の場所に臨檢し帳簿書類を檢査せしむることを得る旨規定してゐる。

當該官吏が臨檢檢査する場合には其の身分を示す證票を携帯することになつてゐる。(令三一一條二項)この證票は第二十二號様式に依る。

報告

報告に付ては行政官廳に於て必要に應じ隨時徵する外勞務者の賃金に付定期報告を爲さしめる

方針である。(規則三八條)

次に本令の規定に基き雇傭主は各種の申請又は報告を爲さねばならぬが其の報告又は申請は工場、事業場、事務所其の他の場所毎に其の工場、事業場、事務所其の他の場所の所在地を管轄する道知事に之を爲すのである。尚工場、事業場、事務所其の他の場所を管轄する道知事のない場合は雇傭契約を締結した場所を管轄する道知事に之を爲さねばならない。(規則四二條)

第十六 賃金統制令と賃金臨時措置令との關係

賃金臨時措置令の效力

賃金臨時措置令は昭和十六年六月三十日を以て效力を失ひ其の後に於て賃金統制令が實施されたのであるが賃金臨時措置令に代つて賃金の一般的昂騰を抑制することを目的とする統制方式たる賃金總額の制限が實施される迄は、賃金臨時措置令の一部の規定(基本給、賃金基準の引上停止に關する規定)は仍其の效力を有することになつてゐる。(令四二條一項)併し乍ら賃金總額の制限は令第十四條第一項第四號に掲ぐる勞務者以外の勞務者を常時五十人以上雇傭する雇傭主に對してのみ適用されるのであるからそれ以外の雇傭主に付ては賃金總額の制限が實施された場合でも仍賃金臨時措置令(一部の規定)の適用を受けることとなる。此の場合に於て此の種勞務者を雇傭する數が五十人に満たざる雇傭主は朝鮮總督又は道知事の定めた平均時間割賃金に就業時間總數を乗じて得た額の範圍内に於ては自由に賃金の引上が許されるのである。(規則五七條)併し乍らこの場合に平均時間割賃金に就業時間總數を乗じて得た額の合計額を超過して賃金の引上をなすときは賃金臨時措置令に依つて道知事の許可を受けねばならないのである。

最高賃金、最高初給賃金及び協定賃金の存する場合の效力

最高初給賃金、最高賃金が公定された場合又は賃金の協定に付て認可のあつた場合はその最高初給賃金、最高賃金又は協定賃金の適用を受ける勞務者の賃金に付ては最高額が夫々抑へられてゐるから賃金總額の制限が實施されてゐなくても賃金臨時措置令の

規定の適用を受けることを要しない。(令四二條三項)

罰則の效力 賃金臨時措置令の一部の規定の效力が先に述べたやうな場合に於て效力を失つた場合に於ても其の效力を失ふとき迄に爲した行爲の罰則の適用に付ては仍其の效力を有する。

第十七 其の他

國又は道の事業 本令は國又は道の事業に従事する勞務者には適用されない。(令三二條一項)併し乍ら府邑面の事業に従事する勞務者は本令の適用を受けるから例へば府營バス等の従業員は本令の適用を受けることになる。

國際條約又は之に基く協定 國際條約又は之に基く協定中賃金に關する定がある場合其の定が本令の規定に依る制限に牴觸する場合は本令の規定は之を適用しない。(令三二條二項)

許可又は認可の申請の處理 本令施行に伴つて官廳事務の輻輳が豫想せられるので今回經易な事項及び特に迅速な處理の必要のある事項に付いては許可又は承認の申請を受理してから一定期間内に其の申請事項に關し文書に依る指令、照會、通知が其の申請者に對して爲されなるときは承認又は許可ありたるものと看做されることとした。又申請事項に關する照會に對し回答書を受領し又は申請事項に關し雇傭主に通知をしてから三十日以内に其の申請事項に關し文書に依る指令又は照會若くは通知を發しないときも亦右の場合と同様に承認又は許可のあつたものとする。(規則四一條)

右の規定の適用を受ける事項は本令の適用を除外せんとする承認の申請(規則二條一項三號)請負單價、請負時間又は請負歩合に關する賃金規則記載の省略の許可の申請(規則六條四項)不就業手當支給の許可の申請(規則二六條一項)實物給與支給の許可の申請(規則二七條一項)賞與の許可の申請(規則二八條一項)臨時の給與の許可の申請(規則二九條一項)賃金臺帳の様式の許可の申請(規則三六條二項)である。

以上の事項以外のものに付いても許可とか承認は多數勞務者に關係するところが大きいので道知事に於て

は出來得る限り迅速な處理を爲すと共に必要に應じ輕易な事項を下級官廳に委任する等事務の簡捷を計ることにして居る。

申請、報告の代理

又本令の規定に依る申請又は報告に關して雇傭主が其の代理人を定めるときは其の旨を道知事に届出でねばならない。其の代理權を解除したときも同様に届出でねばならぬ。(規則四四條)

罰則

本令又は本令に基いて發する命令に違反した雇傭主は國家總動員法第三十六條の規定に依り一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる。又令第六條又は令第三十一條の規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告をした場合には國家總動員法第三十八條の規定に依り千圓以下の罰金に處せられ、令第三十一條の臨檢、檢査を拒み、妨げ又は忌避したときは國家總動員法第四十二條の規定に依り六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられることとなつてゐる。

尙本令施行前從前の賃金統制令又は賃金臨時措置令の規定に依つて罰せらるべき行爲に付いては本令施行後と雖も罰則の規定の效力を存續せしめることになつてゐる。(令四二條四項、四三條、規則五五條二項、五六條二項)

むすび

以上に於て述べた改正賃金統制令は現下我國に於ける戰時經濟運営上最も緊要な方策を規定したものであり之が圓滑な遂行を期する爲には雇傭主、勞務者は勿論國民全體が之に協力して行かねばならぬと思ふ。各位は今回の改正勅令の趣旨を克く理解し以て戰時下軍需の充足並に生産力擴充に萬遺憾なきを切望する次第である。

附 錄

賃 金 統 制 令 (勅令第六百七十五號)
(昭和十五年十月十九日)

第一條 國家總動員法(昭和十二年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ雇傭セラレ勞働ニ從事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル勞働ニ從事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ
前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ者ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ
前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認メラルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ定アル勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモノ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ

四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ
前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依ル認可ヲ取消スコトヲ得

一 詐僞又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ

二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ

三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セララル虞アル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ）タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得

- 一 最低賃金
- 二 最高初給賃金
- 三 最高賃金
- 四 定額賃金制ニ於ケル定額給
- 五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給
- 六 請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
- 七 手當
- 八 實物給與
- 九 昇給規程
- 十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキ

ハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノ賃金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲賃金委員會ヲ置ク

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ牴觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鑛夫(砂鑛)ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ)ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣(内地ニ於テ鑛夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域)ニ及ヌ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ
附則

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經験勞働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニシテ勞務者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ
 第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條
 第一項ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條
 第十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金
 ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日
 迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十四條 本令施行ノ際第十九條ノ規定ニ依リ發スル命令ニ關シテハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

賃金統制令施行規則 (朝鮮總督府令第百八十二號) (昭和十六年六月三十日)

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ同條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ勞働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル勞働
- 二 場屋又ハ道路路ノ清掃其ノ他之ニ類スル勞働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル勞働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル勞働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、檢査、修繕其ノ他之ニ類スル勞働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ勞働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ勞務者タラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ從事スル者
- 二 主トシテ家事ニ從事スル者
- 三 雇傭主ニ於テ道知事ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ第一號様式ニ依ルベシ

第三條 令第四條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トス
 第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十
 日以内ニ賃金規則ヲ作成シ掲示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係

アル事項ハ關係勞務者ニ對シ之ヲ周知セシムルヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 所定就業時間數

二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日

三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額

四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額

五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法

六 手當ヲ支給スルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率竝ニ給與條件

七 白米、精麥、精粟、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件

八 遲刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法

九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

製品又ハ作業ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ主要ナル製品又ハ作業ニ付之ヲ爲スヲ以テ足ル

同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ道知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ第二號様式ニ依ルベシ

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依ル賃金ノ支拂ニ關シ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ若ハ第十四條第一項第三號、第十

五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項、第三十條第一項、第三十二條第一項ノ規定ニ依

リ認可若ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則

ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ關シテハ賃金規則ニ依リ賃金ノ

支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 精勤手當

二 早出、殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル步増

三 實物給與但シ白米、精麥、精粟、食事及住居ノ給與ヲ除ク

四 賞與

五 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ期間ハ未經驗勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未經驗勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル勞務者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノヲ謂フ

一 從事シツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者

二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ從事シタル經驗アル者

三 工業又ハ鑛業ニ關スル官立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ道

知事ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者

四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者

五 前號ニ掲グルモノノ外國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ國民學校高等科修

了程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ朝鮮總督ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及令第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 一月ニ付當該勞務者ノ受クル當該月分ノ賃金（賞與、臨時ノ給與及精勤手當ヲ含マズ）ノ平均日額ノ二日分又ハ三圓

ヲ超エザル精勤手當

二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル步増

三 實物給與但シ白米、精麥、精粟、食事及住居ノ給與ヲ除ク

四 賞與

五 臨時ノ給與

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セス

一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ

二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ

三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ道知事ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ第三號様式ニ依ル報告書ヲ道知事ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ第四號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第十五條 令第十條第二項及令第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ道知事ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

一 作業ノ性質上必要アルトキ

二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ

三 其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ道知事ニ報告スベシ

第一項第一號又ハ第三號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ第五號様式、第一項第二號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ第六號様式ニ依ルベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項第四號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時五十人以上雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依ル道知事ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可ノ申請書ハ第七號様式ニ依ルベシ

當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ實績ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請書ニハ申請前一年(一年ノ實績ナキトキハ其ノ實績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ

書面ヲ添附スベシ

第十八條 令第十四條第一項ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、經驗年數等ニ因リ必要アルトキ

二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ

三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ

四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失效ノ期限ヲ附スモノトス

雇傭主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘シテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

一 専ラ事務所ニ於テ使用スルモノ

二 日日雇入ルルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 實物給與但シ白米、精麥、精粟、食事及住居ノ給與ヲ除ク

二 賞與

三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條ノ認可ノ申請書ハ第八號様式、令第十六條ノ認可ノ申請書ハ第九號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ第十號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫竝ニ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務

者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給セントスルトキハ道知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ第十一號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第六條ノ規定ニ依リ道知事ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントスルトキハ道知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ第十二號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ道知事ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ其ノ年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ第十三號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳（總括票）ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジタシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ道知事ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ其ノ年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ第十四號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳（總括票）ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ朝鮮總督ノ定ムル價格ヲ下ル代價ヲ以テ白米、精麥、精粟又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントスルトキハ道知事ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ第十五號様式ニ依ルベシ

前項ノ申請書ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳（總括票）ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面竝ニ手當及實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十一條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 協定ノ内容

三 協定ノ行ハルル區域

四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ道知事（協定ノ效力ガ二以上ノ道ニ及ブ場合ハ朝鮮總督）ノ許可ヲ受ケタルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル協定ニ依ラザルコトヲ得

一 作業ノ性質上必要アルトキ

二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ

三 其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ令第二十一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ道知事ニ報告スベシ

第一項第一號及第三號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ第十六號様式、第一項第二號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ第十七號様式ニ依ルベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容

三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域

四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由

五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ又ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ）タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳 個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ第十八號

及第十九號様式、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ第二十號及第二十一號様式ニ依ルベシ

雇傭主道知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ

毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ、毎賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月、賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ、毎賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ

期間終了ノ翌月末日迄ニ道知事ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ第二十二號様式ニ依ル

第四十一條 道知事第二條第一項第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一

項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對

シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノト

ス申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ

關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ道知事ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、

事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル道知事

ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル道知事ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ朝鮮總督ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體

ノ所在地ヲ管轄スル道知事ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ道知事ニ届出ヅベシ其ノ代理權ヲ

解除シタルトキ亦同ジ

附 則

第四十五條 本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十六條 本令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テ

ハ第四條ノ期限ハ本令施行ノ日ヨリ九十日トス

第四十七條 従前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ本令施行ノ日ヨリ第十四條第一項第三號

又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス

第四十八條 賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十五條又ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラザルコトニ付受ケタル許可ハ本令施行ノ日ヨリ第三十二條第一項又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付道知事ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ本令施行ノ際現ニ支給スル雇傭主ハ本令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付道知事ノ許可ヲ受クベキ實物給與ヲ本令施行ノ際現ニ給與スル雇傭主ハ本令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 本令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥、精粟若ハ食事ノ販賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲ス雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ本令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十二條 本令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ本令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十三條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十四條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條及第八條ノ規定ハ本令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十五條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條及第二十條ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項但書ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條及第二十條ノ規定ハ令第十四條ノ平均時間割賃金定マリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ本令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス

雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ雇傭主ニ付其ノ效力ヲ失フ但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十七條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ノ定マリタル事業ヲ營ム雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項第四號ニ掲グ

ル勞務者以外ノ勞務者ガ常時五十人ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超エザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第一號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種 横二六・四種トス)

勞務者適用除外承認申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	常時雇傭者數		區	内地人	朝鮮人	其他	計
	男	女		計	分					
勞務者ノ從 事スル業務	勞務者數		待遇上他ノ勞務者ト異ル事項		業務上他ノ勞務者ト異ル事項					
其ノ他參考ト爲ルベキ事項										

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名 ㊦

(道 知 事)

殿

記載注意
 一、事業ノ種類ハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト
 二、勞務者ノ從事スル業務ハ其ノ勞務者ノ從事スル勞務ノ内容ヲ知悉スルニ足ル名稱(職種)ヲ記載スルコト

第二號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七 横三六・四 種トス)

賃金規則記載省略許可申請書

其ノ他参考 爲ルベキ事項	製品又ハ作 業ノ種類	請負單價、請負時 間又ハ請負歩合	省 略 ノ 理 由	事業ノ種類		從業場所 ノ名稱		所在地		常時雇傭 スル勞務 者數			
				男	女	計	男	女	計	區			
										内	外	人	地
關係勞務者數													

昭和 年 月 日

(道 知 事) 殿

住 所

(雇傭主) 氏

名 ㊦

記載注意
一、請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニシテ本様式ニ記入スルコト困難ナルモノハ別紙ニ記載シ添附ノ上本欄ニ別紙添
附ノ旨記入スルコト

第六號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 横三六・四厘トス)

最高賃金(最高初給賃金)除外許可申請書(特定勞務者)

氏勞務者名ノ	別女男	年 齡	職 種	事業ノ種類		最高賃金(最高初給賃金)	超過額又ハ率	最高賃金(最高初給賃金)ヲ超過スル理由	常時雇傭スル勞務者數		其ノ他参考ト爲ルベキ事項
				所在地	從業場所ノ名稱				計	分 區	
									計	分 區	
										内地人	
										朝鮮人	
										其ノ他	
										計	

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名 ㊦

(道知事) 殿

第七號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七釐 横二六・四釐 トス)

貸金總額制限超過認可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地		常時雇傭スル勞務者數		區分							
	計	女	計	男	計	女	計	男						
	人	人	人	人	人	人	人	人						
別女男	年齢區分	公定平均時間割賃金 錢 厘毛	認可ヲ得ントスル一時間平均賃金 錢 厘毛	最近ノ賃金總額計算期間ノ一時間平均賃金 錢 厘毛	最近ノ賃金締切日ニ於ケル勞務者數	同上勞務者ノ平均年齢	同上勞務者ノ平均経験年數	年 月	年 月	女	男	認可ヲ受ケントスル期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	基準總額ヲ超ユル理由	其ノ他參考ト爲ルベキ事項

昭和 年 月 日

(道知事)

殿

住所

(雇傭主) 氏

名 印

第八號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七釐 横三六・四釐 トス)

單位生産量ニ對スル賃金額認可申請書

其ノ他參考ト爲ルベキ事項	月	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	最近三月間ノ実績	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	事業ノ種類	所在地	從業場所ノ名稱	適用ヲ受クル勞務者數	一月生産見込量	一月賃金支拂見込額	備考	計	女	男	分	區	内地人	朝鮮人	他ノ其計								
		生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額																					生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額
		生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額																					生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額
		生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額																					生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額	生産品ノ種類	賃金額	生産量	單位生産量ニ對スル賃金額
	月																																
	月																																
	月																																
	月																																
	月																																
	月																																
	月																																
	月																																
月																																	
月																																	

昭和 年 月 日

(道知事)

殿

住所

(雇傭主) 氏

名 ㊦

請負單位(請負歩合)認可申請書

事業ノ種類	請負單價 (請負歩合)	算定方法	算定ノ基礎	適用ヲ受ク ル勞務者數	備	常時雇傭 スル勞務 者數			
						計	女	男	分區
									内地人
									朝鮮人
									他ノ其
									計
作業ノ種類									考
認可後一月間ニ於ケル 賃金支拂總額ノ見込額									考
認可後一月間ニ於ケル 時間平均賃金ノ見込額									考
其ノ他參考ト 爲ルベキ事項									考

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名 ㊦

(道 知 事)

殿

記載注意

- 一、算定方法ハ請負單價(請負歩合)ヲ用ヒ實際ニ賃金ノ算定ヲ爲スベキ算式又ハ方法ヲ記載スルコト
- 二、算定ノ基礎ハ請負單價(請負歩合)及算定方法ヲ決定シタル根據ヲ記載スルコト

第十號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七 横三六・四 種トス)

初給賃金及昇給規程認可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	業一日所定就時間數	常時雇傭スル勞務者數	區分		
	男	女				計	内地人	朝鮮人
初給賃金	年齢職業學歷民籍又ハ經驗年數ノ別	男賃	子	女	子	額	備考	
昇給規程	男女年齢職業民籍又ハ賃金階級ノ別	昇給時期	昇給ニ必要ナル期間	一回ノ昇給額若ハ率	最高標準	最低	昇給ニ必要ナル條件	
賃金支拂總額ノ見込額	認可後一月間ニ於ケル	平均時間割賃金ノ見込額	認可後一月間ニ於ケル總額	備	考			
其ノ他參考ト爲ルベキ事項	圓	錢	厘	毛				

昭和 年 月 日

住所

(道知事)

殿

(雇傭主) 氏

名 ㊦

記載注意

一、本様式ニ記入シ得ザル事項ハ別紙ニ記載シ添附スルコト

第十一號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七釐 横三六・四釐 トス)

不就業手当支給許可申請書

其ノ他参考ト 爲ルベキ事項	支給セントス ル手当ノ名稱	額又ハ率	支給 條件	支給ノ 理由	一年間ノ支 給見込金額	事業ノ種類		從業場所 ノ名稱	所在地	常時雇傭 スル勞務 者數								
						區	分			男	女	計						
													内地人	朝鮮人	其他ノ其 計			

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏

名 印

(道知事) 殿

第十三號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七釐 横三六・四釐トス)

賞 與 許 可 申 請 書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		賞 與 總 額 圓	支給勞務者數	一人平均賞與額			
	所在地	常時雇傭スル勞務者數			計	區		
						男	女	計
許可ヲ受ケ支給セ ントスル賞與	支給ノ時期	賞 與 總 額 圓	支給勞務者數	計	男	女	計	圓
本年ニ於テ既ニ支 給セル賞與								
前年中ニ支給セル 賞 與								
支給セントスル賞 與總額ノ算出基礎								
由								
其ノ他參考ト爲ル ヘキ事項								

昭和 年 月 日

住所 (雇傭主) 氏 名 印

第十四號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七糧 横三六・四糧トス)

臨時給與許可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		支給時期	臨時給與總額 圓	支給勞務者數	一人平均給與額 圓	常時雇傭スル勞務者數			
	所在地	區					分	男	女	計
許可ヲ受ケ支給セ ントスル臨時給與							内地			
							朝鮮			
本年ニ於テ既ニ支 給セル臨時給與							其他			
							計			
其ノ他參考ト爲ル ベキ事項							計			
							其他			

昭和 年 月 日

住所

(雇傭主) 氏 名 ㊟

(道知事) 殿

第十八號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種 横三六・四種トス)

賃 金 臺 帳(個 人 票)

時給、日給又ハ月給	男	生年月日	雇入年月日	職 種	前歴年月數	氏 名
	女	年月日生	年月日雇入		年 月	

期 間						
就 業 日 數						
就 業 時 間 數						
實 勞 働 時 間 數						
早出、残業、深夜就業時間數						
支 拂 賃 金	時給、日給又ハ月給					
	請負利益金又ハ加給金					
	早出 残 業 步 増					
	深 夜 業 步 増					
	休 日 就 業 步 増					
	手 精 勤 手 當					
	支 拂 賃 金 計 (1)					
控 除 金 總 額						
差 引 支 拂 額						
實 換 物 算 給 額 與 (2)	白米、精麥、精粟給與					
	食 事 給 與					
	住 居 給 與					
支拂賃金計 (1)及實物給與換算額(2)合計						
賞 與 及 臨 時 ノ 給 與 (3)						
支拂賃金總計((1)(2)(3)ノ合計)						

- 備考 (1) 縦ノ欄數ハ雇傭主ニ於テ適宜定ムルコトヲ得ルコト
 (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
 (3) 實労働時間數、早出残業、深夜就業時間數及該當ナキ事項ニ關スル欄ハ何レモ削除スルコトヲ得ルコト

記載注意

- (1) 期間ノ區分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
 (2) 前號ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
 (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
 (4) 就業時間數欄ニハ休憩時間ヲ含ム總就業時間數ヲ記入スルコト
 (5) 時給、日給又ハ月給欄及請負利益金又ハ加給金額ハ之ヲ一欄トシ其ノ合計ノ額ヲ記入スルコトヲ得ルコト
 (6) 早出残業歩増欄、深夜業歩増欄及休日就業歩増欄ニハ早出残業、深夜就業又ハ休日就業ニ對スル時間割賃金ヲ除キタル割増額ヲ記入スルコト
 (7) 手當欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、在鮮手當、物價手當、役付手當、年功加給、作業手當等手當ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
 (8) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
 (9) 差引支拂額欄ニハ支拂賃金計(1)ヨリ控除金總額ヲ減シタル額ヲ記入スルコト
 (10) 白米精麥精粟給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米、精麥、精粟、食事及住居ニ付朝鮮總督ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

第十九號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七釐トス) 横三六・四釐

賃 金 臺 帳(總 括 票)

事業ノ種類	工場事業場名
-------	--------

昭和	年	月分	期分
----	---	----	----

	男												女												總計
	内地人				朝鮮人				其ノ他				内地人				朝鮮人				其ノ他				
	一	二	三	小計																					
勞務者數																									
總就業日數																									
總就業時間數																									
平均時間割賃金																									
平均時間割賃金ニ總就業時間數ヲ乘シタル額																									
支拂賃金計(1)																									
實物給與換算額(2)																									
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(3)																									
賞與及臨時ノ給與(3)																									
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計																									
一時間平均賃金(4)ヲ總就業時間數ヲ以テ除シタル額																									

實物給與(白米、精麥、精粟、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名 稱	數 量	支給勞務者數

- 備考 (1) 本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト
 (2) 本臺帳ハ前號ノ外賃金總額計算期間毎ノ票ヲ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
 (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
 (3) 總就業時間數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業時間數ノ合計ヲ記入スルコト
 (4) 平均時間割賃金欄ニハ令第十四條ノ規定ニ依リ定ムル平均時間割賃金ヲ記入スルコト但シ令第十四條ノ規定ニ依リ道知事ノ認可ヲ受ケタル場合ハ其ノ認可ヲ受ケタル平均時間割賃金ヲ記入スルコト
 (5) 支拂賃金計(1)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)ノ合計額ヲ記入スルコト
 (6) 實物給與換算額(2)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル實物給與換算額(2)ノ合計額ヲ記入スルコト
 (7) 賞與及臨時ノ給與(9)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(9)ノ合計額ヲ記入スルコト
 (8) 令第十四條第一項各號ニ該當スル勞務者ニ付テハ別紙トスルコト

賃金臺帳(個人票)

男	生年月日	雇入年月日	職 種	前歴年月數	氏 名
女	年月日生	年月日雇入		年 月	番號

期 間							
就 業 日 數							
支 拂 賃 金	時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金						
	手當(歩増ヲ含ム)						
	支拂賃金計(1)						
控 除 金 總 額							
差 引 支 拂 額							
實換物算給額與(2)	白米、精麥 精粟給與						
	食 事 給 與						
	住 居 給 與						
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計							
賞與及臨時ノ給與(3)							
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計							

- 備考 (1) 縦ノ欄數ハ雇傭主ニ於テ適宜定ムルコトヲ得ルコト
 (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
 (3) 該當ナキ事項ニ關スル欄ハ削除スルコトヲ得ルコト
- 記載注意
 (1) 期間ノ區分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
 (2) 前號ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
 (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
 (4) 時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金欄ニハ内譯欄ヲ設ケ請負利益金又ハ加給金ヲ記入スルコトヲ得ルコト
 (5) 手當(歩増ヲ含ム)欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、在鮮手當、物價手當作業手當等ノ外早出残業又ハ深夜就業等ニ對スル割増額ヲ其ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
 (6) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
 (7) 白米精麥精粟給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米、精麥、精粟、食事及住居ニ付朝鮮總督ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

第二十一號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七糎
横三六・四糎トス)

賃 金 臺 帳 (總 括 票)

事業ノ種類		工場事業場名	
-------	--	--------	--

昭和	年	月分
----	---	----

	男			女			計
	内地人	朝鮮人	其ノ他	内地人	朝鮮人	其ノ他	
勞 務 者 數							
總 就 業 日 數							
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)							
賞與及臨時ノ給與(9)							
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計							
一日平均賃金(4)ヲ總就業日數ヲ以テ除シタル商							

實物給與(白米、精麥、精粟、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名 稱	數 量	支 給 勞 務 者 數

備考 本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (9) 支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計ノ合計額ヲ記入スルコト
- (4) 賞與及臨時ノ給與(9)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(9)ノ合計額ヲ記入スルコト

第二十二號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格B7ト
シ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

(表面)

貸金統制令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票

第 號

昭和 年 月 日 交付

朝鮮總督府 又ハ道印

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ督シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

賃金統制令第三十一條及第三十四條要旨 朝鮮總督又ハ道知事ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
賃金統制令施行規則第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ第二十二號様式ニ依ル

賃金統制令第三條第二項ノ實物給與評價額ノ指定

◎朝鮮總督府告示第九百七十五號

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキ其ノ評價額昭和十六年七月一日ヨリ左ノ通定ム

昭和十六年六月三十日

朝鮮總督 南 次 郎

一 白米、精麥、精粟

昭和十四年朝鮮總督府令第二百二十六號(米穀ノ配給統制ニ關スル件)第一條第二項又ハ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル各小賣價格ノ七割

二 食 事

一食ニ付 十錢

三 住 宅

一月 一疊 (朝鮮建家屋ニ在リテハ一間ヲ以テ二疊ニ計算スルモノトス) ニ付 三十錢

一日 一疊 (朝鮮建家屋ニ在リテハ一間ヲ以テ二疊ニ計算スルモノトス) ニ付 一錢

賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ白米、精麥、精粟及食事ノ價格ノ指定

◎朝鮮總督府告示第九百七十六號

賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依リ白米、精麥、精粟及食事ノ價格昭和十六年七月一日ヨリ左ノ通定ム
昭和十六年六月三十日

朝鮮總督 南 次 郎

一 白米、精麥、精粟

昭和十四年朝鮮總督府令第二百二十六號(米穀ノ配給統制ニ關スル件)第一條第二項又ハ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル各小賣價格ノ七割

二 食 事

一食ニ付 十錢

賃金統制令改正勅令施行ニ關スル件 (昭和十六年六月三十日内務局長
例規通牒各道知事宛)

曩ニ賃金統制令改正勅令公布セラレ本日附府令第八十二號ヲ以テ之ガ施行規則發布サレ七月一日ヨリ施行セラルルコトト相成リタル處右ハ賃金臨時措置令失效後ノ賃金統制ノ措置トシテ從前ノ賃金統制令及賃金臨時措置令ヲ整理統合シ一本建トシタルモノニシテ利潤統制其ノ他ノ產業統制方策ニ照應シ戰時物價政策ノ圓滑ナル遂行ニ資セントスルノミナラズ併セテ戰時下ニ於ケル勞務者ノ生活ヲ確保シ勞働生産性ノ向上ヲ圖リ勞務需給ノ適正ヲ期セントスルモノナルヲ以テ之ガ實施ニ當リテハ常ニ地方產業勞働界ノ實情、物價ノ趨勢及勞務者ノ生活ノ實相ニ留意スルト共ニ別紙等並統制令事務取扱要綱ニ依リ之ガ圓滑ナル運営ニ萬遺憾ナキヲ期セラレタシ

賃金統制令事務取扱要綱

一、今回ノ改正賃金統制令(以下令ト稱ス)ハ其ノ内容相當複雑ナルヲ以テ雇傭主及勞務者ノ理解ト協力ヲ得ルニ非ザレバ到底其ノ實效ヲ期シ難キ所ナルニ付特ニ法規ノ内容及趣旨ノ徹底ヲ圖リ以テ雇傭主勞務者双方ヲシテ進ンデ統制ニ協力セシムルヤウ之ガ指導ニ留意スルト共ニ取締ニ當リテハ法ノ不知又ハ誤解ニ基ク反則ニ對シテハ將來ヲ戒メ之ヲ指導シ惡質ノ違反ニ對シテハ斷乎タル措置ニ出ツル等克ク寬嚴宜シキヲ得以テ法規ノ運営ニ遺憾ナキヲ期スルコト

二、賃金ハ重要ナル勞働條件ナルヲ以テ其ノ取扱ニ當リテハ特ニ慎重ヲ期シ徒ニ紛議ヲ誘發スルガ如キコトナカラシムルト共ニ雇傭主ノ提出スル報告、申請ニ依リ又ハ臨檢、檢査ヲ通ジテ知り得タル工場、事務場等ノ内容ハ關係官吏ニ於テ猥ニ漏洩スルガ如キコトナキヤウ嚴ニ戒ムルコト

三、令第三條第二項實物給與ノ評價關係

賃金ノ全部又ハ一部分が金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ價額ハ從來貴官ノ定ムル標準價格ニ依リ算定シタルガ今回ノ改正ニ於テハ朝鮮總督之ヲ定ムルコトトナリ本日別途之ニ關シ告示セラレタルガ今後賃金ニ換價スル實物給與ハ從前ノ如ク賃金額ノ決定ニ影響ノ有無如何ニ不拘白米、精麥、精粟、食事及住宅ニシテ無償ニテ給與セラルルモノニ限り之ヲ賃金ニ換價シ其ノ他ノ實物給與ハ賃金ニ換算スル必要ナキニ付此ノ點留意スルコト

四、令第四條賃金規則關係

賃金規則ハ賃金ニ關スル事項ヲ明確ニシ賃金ニ關聯スル紛爭ヲ豫防スルト共ニ賃金制度ニ對スル行政的監督ヲ容易ナラシムル趣旨ニ出デタルモノナルヲ以テ其ノ記載ノ正確ニシテ遺漏ナカラシムルハ勿論其ノ内容ノ適當ナリヤ否ヤ許可、認可ヲ要スル事項ニ付積ヲ了シタルヤ否ヤ等ノ點ニ付調査シ特ニ第十六號賃金臨時措置令トノ關係ニ留意スルコト
賃金規則ノ記載例ニ付テハ別途通牒スルニ付右ニ依リ取扱ハシムルコト

五、令第九條最低賃金關係

従前ノ賃金統制令ノ規定ニ依リ公定サレタル未経験労働者ノ初給賃金ノ最低額ハ令第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做サレ本令施行後行ニ於テモ仍其ノ效力ヲ有スルコトトナリ其ノ最低額ハ従前ノ指定事業及鑛業ニ従事スル滿十二歳以上二十歳未満ノ者ニ付テハ未経験労働者ノミナラズ一般ノ労働者ニ付テモ最低賃金トシテ定メラレ従前ノ之ガ適用期間三月間モ除外セラレタルコトトナリタルニ付指導上特ニ留意スルコト

六、令第十條及令第十一條最高初給賃金、最高賃金關係

従前ノ賃金統制令ノ規定ニ依リ公定サレタル未経験労働者ノ初給賃金ノ最高額ハ令第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做サレ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル公定賃金ハ令第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做サレ本令施行後ニ於テモ引續キ其ノ效力ヲ有スルモノナルニ付取扱上過誤ナキヲ期スルコト而シテ最高初給賃金ハ將來主トシテ工場鑛山ノ労働者ニ付公定シ最高賃金ハ日傭労働者又ハ之ニ類スル労働者ニ對シ公定スル方針ナルコト

七、令第十四條、平均時間割賃金關係

工場鑛山ノ労働者ニ對シテハ最高賃金ノ公定ニ依ル統制ヲ行ハズ別ニ平均時間割賃金ヲ公定シ之ニ依ル賃金總額ノ制限方式ニ依リ賃金ノ一般的昂騰ヲ抑制スル方針ニシテ平均時間割賃金ニ關シテハ之ヲ公定スル際尙詳細ニ通牒ノ見込ナルコト而シテ令第十五條、令第十六條及令第十七條ノ認可ニ付テハ公定サル平均時間割賃金トノ權衡ヲ考慮シ之ヲ爲ス必要アルヲ以テ其ノ平均時間割賃金ノ公定アル迄ハ認可セザルコト

八、令第二十一條協定賃金關係

(1) 賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受タケル協定賃金ハ令第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做サレ同條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ令第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做サレ本令施行後ニ於テモ引續キ其ノ效力ヲ有スルニ付取扱上留意スルコト

(2) 賃金ノ協定ニシテ最低賃金、最高賃金又ハ最高初給賃金ノ除外ニ關スルモノノ認可ニ際シテハ事前ニ一應本府ニ經伺ノ上處理スルコト

(3) 賃金ノ最低額又ハ賃金ノ最高初給額若ハ最高額ニ關シ協定ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ賃金ノ範圍ヲモ併セテ協定セシムルコト

(4) 賃金ノ協定又ハ其ノ廢止變更ヲ認可シ又ハ協定ヲ取消シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示ニ依リ公示スルト共ニ關係雇傭主ニ周知セシムルヤウ措置スルコト

九、賃金統制令施行規則（以下規則ト稱ス）第二條第一項第三號労働者ノ適用除外承認關係

勞務者ニシテ工場、會社、商店、事務場ニ於テ給與其ノ他ノ待遇上職員トシテ取扱フ者ハ從來賃金臨時措置令ノ適用ヲ除外シ來リタルモノ今同適用除外ニ付テハ貴官ノ承認ヲ要スルコトトナリタルヲ以テ昭和十四年十二月二十日附内務局長例規通牒「賃金臨時措置令ノ解釋ニ關スル件」左記第一項第二號ノ勞務者及第六號ノ車掌又ハ運轉手等ニシテ業務ノ性質及待遇等ヲ充分實情ヲ調査シ其ノ必要アル者ニ付之ヲ承認スルコト

十、規則第二十六條不就業手當ノ許可
就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給スル場合ハ許可ヲ要スルコトトナレルモ從前支給シアリタル手當及勞務者ノ賃金額ニ關係ナク一率ニ又ハ一定標準ニ依リ支給セラルルモノニ付テハ特別ノ支障ナキ限り許可シ差支ナキコト

十一、規則第二十七條及規則第二十九條實物給與、臨時給與ノ許可

實物給與及臨時ノ給與ノ許可ニ付テハ其ノ事由又ハ額ノ不相當ナルモノ又ハ賃金ノ統制ヲ免ルル意圖ニ出デタルコト明白ナルモノ等特ニ支障アルモノヲ除クノ外許可シ差支ナキコト

十二、規則第二十八條賞與ノ許可

(1) 當時雇傭スル勞務者一人平均賞與額ガ前年同期ノ一人平均賞與額ヲ超エザルトキ又ハ前年同期ト同ジ基礎ニ依リ支給セラルルモノナルトキハ許可シ差支ナキコト

(2) 前年同期ニ此シ賞與ガ増加スル場合ト雖モ職員ノ賞與トノ權衡上妥當ナル場合又ハ勞働繁劇ヲ加ヘタル等特別ノ事由アルモノニ付テハ許可シ差支ナキコト

(3) 鐵道、軌道從業員、商店員、事務所關係者等給與ノ點ニ於テ一般勞務者ト異リ比較的賞與ノ多額ナルモノハ其ノ實情ニ照シ取扱上劃一的ニ陷ルコトナキヤウ特別ノ考慮ヲ拂フコト

十三、規則第三十條白米等ノ販賣價格ノ許可

勞務者ニ對スル白米、精麥、精粟及食事ノ販賣ニ付テハ本日別途告示アリタル價格以下ノ代價ニ依ルモノハ許可ヲ要スルコトトナレルモ右ハ極メテ例外的ノ措置ナルヲ以テ右許可ニ際シテハ當該工場、事業場等ノ從前ノ慣行アルモノト雖モ其ノ賃金ヲ同一地方ノ同種事業ノ賃金ニ對比シ彼此ノ權衡ヲ考慮ノ上許可スルコト

十四、規則第三十六條賃金臺帳個人票樣式ノ許可

賃金臺帳ハ從來一定ノ樣式ヲ設ケザリシモ賃金ニ關スル帳簿書類ノ整備ハ賃金監督上最モ重要ナルニ鑑ミ今回樣式ヲ一定セラレ右樣式ト異ナル樣式ヲ用ユル場合ハ許可ヲ要スルコトトナリタルガ單ニ樣式ニ掲ゲタル項目ノ配置ヲ變更シ又ハ便宜ノ欄ヲ加ヘ賃金ニ關スル經理其ノ他ノ用途ヲ兼ネシムル場合ハ許可シ差支ナキモ樣式ニ掲ゲタル項目ニシテ備考ニ於テ

特ニ省略ヲ認メタルモノ以外ノモノノ省略ハ許可セザルコト
十五、規則第四十一條許可又ハ認可ノ申請處理

本令施行ニ伴ヒ官廳事務ノ輻輳豫想セララルルニ付今回輕易ナル事項及特ニ迅速ナル處理ノ要アル事項ニ付テハ申請書受理ノ後一定期間内ニ指令、照會、通知ナキトキハ法定ノ效果ヲ生ズルコトトナリタルヲ以テ經由官廳タル府、郡、島ニ對シテハ特ニ注意ヲ促シ速ニ處理スルヤウ措置ヲ講ジ必要アラバ輕易ナル事項ハ之ヲ府尹、郡守、島司ニ委任スル等ノ方法ニ依リ事務ノ簡捷ヲ計ルト共ニ其ノ他ノ事項ニ付テモ多數勞務者ニ關係アルヲ以テ出來得ル限り迅速ナル處理ヲ爲スコトニ努ムルコト尙此ノ場合期間ノ計算ハ經由官廳ニ於テ受理シ又ハ發送シタル日ヨリ起算スルモノナルコト

十六、賃金臨時措置令トノ關係

本令施行ノ際仍引續キ效力ヲ有スル公定賃金又ハ協定賃金ノ定メナキ勞務者ニ付テハ本令ノ規定ニ基ク平均時間割賃金、最高初給賃金、最高賃金又ハ協定賃金ノ定アル迄ハ賃金臨時措置令ノ一部ノ規定ハ其ノ效力ヲ有スルヲ以テ基本給、賃金基準ノ變更ハ引續キ同令ノ許可ヲ要スル儀ニ付此ノ點特ニ雇傭主ニ留意ヲ促サレ度尙右ノ結果トシテ賃金規則ノ審査ニ際シテハ就業時間數、定額給、請負賃金制、手當、實物給與ニ關スル記載ハ同令ニ依ル許可ヲ受ケタル場合ノ外當該工場、事業場ノ現狀ト異ナルコトナキヤウ嚴ニ監督スルコト

十七、其ノ他ノ事項

同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ガ二以上ノ道ニ跨ル場合ニ於テハ許可又ハ認可ノ申請ハ其ノ處理ニ付豫メ關係廳ト協議スルコト

賃金規則記載例ニ關スル件(昭和十六年七月九日內務局長例規通牒各道知事宛)

賃金統制令改正ニ伴ヒ雇傭主ヨリ提出スベキ賃金規則ノ記載例(記載心得)別紙ノ通送付セシ處右記載例ハ工場ヲ對象トシタルモノナルモ鑛山其ノ他ノ事業場、事務所等ニ在リテモ大體之ニ準ジ作成セシメラレタシ

賃金規則記載例

第一條 一日ノ所定就業時間數(休憩時間ヲ含ム)ハ左ノ通りトス

日勤 ○時間(休憩時間○時間)

交替作業ノ場合

晝番 ○時間(休憩時間○時間)、

—	—	—
---	---	---

(ロ) 賃金算定方法

(1) 賃働時間数が請負時間数以下ノ場合

$$\text{賃金} = (\text{時給}) \times (\text{賃働時間数}) + (\text{請負時間数} - \text{賃働時間数})$$

(2) 賃働時間数が請負時間数ヲ超過セル場合

$$\text{賃金} = (\text{時給}) \times (\text{賃働時間数})$$

第十一條 工員ニ對シ左ノ手當ヲ支給ス

名	稱	額	又	ハ	率	給	與	條	件
休日	出勤歩増	定額日給(又ハ保證給)	ノ	〇	割	毎月ノ休日出勤ニ付			
同		同	ノ	〇	割	元旦又ハ大晦日ノ出勤ニ付			
早出	殘業歩増	定額日給(又ハ保證給)	ノ	時間割額	ノ	〇	割	早出殘業二時間迄ノ就業一時間ニ付	
同		同	ノ	〇	割	早出殘業二時間ヲ超ユル就業一時間ニ付			
精勤	手當	定額日給(又ハ保證給)	ノ	〇	日分	一ヶ月皆勤ニ付			
臨時	手當				〇	錢	就業一日ニ付		
家族	手當	〇圓乃至〇圓					月收百五十圓以内ノ扶養家族アル勞務者ニ對シ		
役付	手當	〇圓					伍長一人ニ付月額		
同		〇圓					組長一人ニ付月額		
作業	手當	〇〇錢乃至〇〇錢					金屬熔融工ノ就業一日ニ付		
年功	加給	〇圓乃至〇圓					勤續五年ニ達シタル月ヨリ毎月額〇圓勤		
							續一年ヲ増ス毎ニ月額〇圓ヲ加フ		

賃金實收月額

〇〇圓未滿	〇分〇
〇〇圓未滿	〇分〇
〇〇圓以上	〇分〇

賃金規則記載心得

- 第一 所定就業時間數ニ付テ
 - 第二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日ニ付テ
 - 第三 請負賃金制又ハ定額賃金制ノ別ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スルコト
 - 第四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額ニ付テ
 - 第五 請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付テ
 - 第六 手當ニ付テ
- 第一 作業ノ種類、男女其ノ他ノ區別ニ依リ所定就業時間數ヲ異ニスル場合ハ各別ニ之ヲ記載スルコト
 - 第二 死亡、解雇、退職其ノ他ノ場合ニ於テ賃金ノ締切期間又ハ支拂日ノ例外ヲ規定スルトキハ之ヲ記載スルコト
 - 第三 定額給ノ初給額及最低額ニ付テ
 - 第四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額ニ付テ
 - 第五 請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付テ
 - 第六 手當ニ付テ
- 第一 定額給ノ初給額及最低額ニハ手當、實物給與、賞與等ヲ含マザルモノヲ記載スルコト
 - 第二 作業ノ種類、學歷等ニ依リ異ル定ヲ爲ストキハ各別ニ之ヲ記載スルコト
 - 第三 所定就業時間ヨリ休憩時間ヲ除キタル時間又ハ賃金計算ノ單位時間ニ對シ定額給ヲ定メタルトキハ其ノ旨ヲ記載スルコト
 - 第四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額ニ付テ
 - 第五 請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付テ
 - 第六 手當ニ付テ
- 第一 施行規則第六條第二項及第三項ノ規定ニ依リ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ノ全部又ハ一部ノ記載ヲ省略スルトキハ其ノ旨ヲ記載スルコト
 - 第二 請負單價、請負時間又ハ請負歩合ヲ記載シタルトキハ夫々ノ賃金算定方法ヲ明確ニスルコト
 - 第三 單價請負制、時間請負制又ハ歩合請負制ニシテ作業又ハ製品ノ種類ニ依リ賃金算定ノ方法ノ異ナル場合ハ其ノ作業又ハ製品ノ種類毎ニ賃金算定方法ヲ記載スルコト
 - 第四 保證給付請負制ノ場合ハ特期其ノ旨ヲ記載スルコトニ
 - 第六 手當ニ付テ

一 工場、事業場ニ於テ支給スル手當ハ總テ之ヲ記載スルコト
 二 獎勵加給ノ制アル場合ハ手當トシテ之ヲ記載スルコト

第七 實物給與ニ付テ

一 實物給與ノ記載ハ實物ヲ無償ニテ給與スル場合ニ限ルコト

二 實物ノ評價額ハ白米、精麥、精粟、食事及住居ニ付テハ朝鮮總督ノ定ムル額ヲ記載シ、其ノ他ノ實物ニ付テハ時價ヲ記載スルコト

第八 遅刻又ハ早退ノ場合ノ賃金計算方法ニ付テ

一 勞務者ガ自己ノ都合ニ依ラズシテ遅刻又ハ早退セル場合ノ賃金計算方法ニ付自己ノ都合ニ依ル場合ト異ル定アルトキハ之ヲ記載スルコト

第九 貯蓄又ハ公債購入ノ場合ノ賃金控除ニ付テ

一 任意ノ貯蓄又ハ公債購入ノ場合ニ於テモ賃金ノ一部ヲ控除スルトキハ其ノ要旨ヲ記載スルコト
 第十 其ノ他

一 工場、事業場等ニ於テ該當ナキ事項ニ付テハ記載ヲ要セザルコト

二 記載スベキ事項ニシテ必要アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコトヲ得ルコト

三 小使、給仕、守衛、タイピスト其ノ他ノ勞務者ニ付賃金ノ支拂ニ關シ職工、鑛夫等ノ一般勞務者ト異ル定アルトキハ各別ニ賃金規則ヲ作成スルコトヲ得ルコト

賃金臨時措置令 (勅令第七百五號) (昭和十四年十月十八日)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ従事スル爲ニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業

二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)

三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業

四 道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業

六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手当、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭主ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ獎勵加給、手当、實物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條 事業ノ爲ニ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 指定期日後雇入ルル勞務者ニ付テハ其ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第六條 雇入後三十日ヲ超エザル試ノ雇傭期間ヲ定メタル勞務者ニシテ指定期日後其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタルモノニ關スル本令ノ適用ニ付テハ其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタル時ニ於テ雇入アリタルモノト看做ス

第七條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後雇入ルル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ地方長官(東京ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ニ依リ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第四條ノ規定ノ適用ニ付雇入ノ際ノ基本給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第八條 雇傭主ハ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項但書ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ

依り報告シタル内ヲ看做ス

第九條 雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ
第十一條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ指定期日ノ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ付賃金基準ノ定アルモノニ關シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル賃金基準ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第九條ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二條 雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シタルトキ其ノ支給ニ付亦同シ

前項ノ規定ハ第十三條第一項若ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ニ依リ昇給セシメ又ハセシメタル場合又ハ第十五條若ハ第十六條ノ規定ニ依リ昇給内規ノ定アルトキニ依リ昇給セシムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第十四條 前條ニ規定スル雇傭主以外ノ雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム）タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 日日雇入レラルル者ノ賃金ニ付必要アル場合又ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ハ道府縣賃金委員會ニ諮問シテ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ雇傭主ハ地方長官ノ爲シタル定ニ依ルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 前二條ノ規定ニ依ル定ニシテ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給以外ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、雇入ノ際ノ基本給ニ關スルモノナルトキ、賃金基準ニ關スルモノナルトキ又ハ昇給内規ニ關スルモノナルトキハ其ノ定ヲ爲シタル事項ニ付

各第四條ノ規定、第七條及第八條ノ規定第九條乃至第十一條ノ規定又ハ第十三條及第十四條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八條 雇傭主第三條第二項ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル賞與ニ關シ前年支給セザリシ時期ニ之ヲ支給セントスルトキ又ハ其ノ賞與率ヲ前年同期ニ支給シタル賞與ノ賞與率ヨリ増加シテ之ヲ支給セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ賞與率ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ對シ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クルベシ

第十九條 雇傭主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條、第九條、第十二條、第十五條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依リ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所、船舶其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十一條 本令實施ニ關スル重要事項ニ付厚生大臣ノ諮問ニ應ズル爲賃金臨時措置調査委員會ヲ置ク

賃金臨時措置調査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 本令ハ賃金統制令第五條ノ規定ニ依ル初給賃金ヲ受クル勞務者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

本令ハ賃金統制令第六條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二十三條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ牴觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十四條 第十三條中同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トアルハ船員ニ付テハ常時五十人以上ノ勞務者タル船員ヲ雇傭スル雇傭主トス

第二十五條 内地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除クノ外鑛業及砂鑛業ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鑛山監督局長トシ道府縣賃金委員會トアルハ鑛山賃金委員會トス

内地ニ於テ船員ニ付テハ第十五條、第二十條及第二十一條中厚生大臣トアルハ遞信大臣トシ第七條及第十二條中地方長官トアルハ管海官廳トシ第八條、第十條、第十一條及第十三條乃至第十六條中地方長官トアルハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ遞信大臣又ハ遞信局長トシ第十八條中地方長官トアルハ遞信局長トシ第二十條中地方長官トアルハ遞信局長及管海官廳トス

第十六條中道府縣賃金委員會トアルハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗組ム船員以外ノ船員ニ付テハ船員給料委員會トス

船員給料委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 本令中遞信局長又ハ管海官廳ノ職權ニ屬スル事項ハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗組ム船員ニ付テハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令中地方長官トアルハ船員（船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ニ乗組ム者ヲ除ク）ニ付テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ朝鮮總督府遞信局長又ハ管海官廳、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ臺灣總督府交通局總長又ハ管海官廳トス

第二十八條 第十六條中道府縣賃金委員會ニ關スル規定及第二十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

賃金臨時措置令施行規則

(府令第百八十五號)
昭和十四年十月二十七日

第一條 賃金臨時措置令(以下單ニ令ト稱ス)第二條第八號ノ事業ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 物品販賣業(料理店業、飲食店業ヲ除ク)

二 銀行業

三 信託業

四 保險業

五 無盡業

六 倉庫業

第二條 主トシテ家事ニ從事スル勞務者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ同條ノ勞務者タラザルモノトス

第三條 令第三條第二項ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賞與トハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與トス

第四條 雇傭主ハ左ノ場合ニ於テ道知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ令第四條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル其ノ雇傭スル勞務者ノ基本給ヲ變更シ令第九條第三項ノ規定ニ依リ賃金基準ヲ變更シ又ハ令第十五條但書若ハ第十六條第二項但書ノ規定ニ依リ令第十五條若ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラサルコトヲ得

一 天災事變ニ際シ必要アルトキ

二 労働時間其ノ他労働條件ニ著シキ變更アリタルトキ

三 其ノ他已ムヲ得ザル理由アルトキ

第五條 前條ノ許可ノ申請ニシテ基本給又ハ賃金基準ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地

二 變更スベキ基本給又ハ賃金基準ノ種類及其ノ内容

三 基本給又ハ賃金基準ノ變更ヲ受クベキ勞務者ノ種類及數

- 四 變更ヲ要スル理由
 - 五 變更ニ因ル賃金支拂總額ノ増減及其ノ經營ニ及ボス影響
 - 六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 前條ノ許可ノ申請ニシテ雇入ノ際ノ基本給ノ内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ前項第一號、第四號及第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 變更スベキ内容
 - 二 變更前ノ内規
 - 三 最近一年間ニ雇入レタル勞務者ノ數
 - 四 變更ニ因リ經營ニ及ボス影響
- 前條ノ許可ノ申請ニシテ昇給内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ第一項第一號及第四號乃至第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 變更スベキ内容
 - 二 變更前ノ昇給内規
 - 三 昇給ノ變更ヲ受クベキ勞務者ノ種類及數
- 第六條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人以上ナルトキハ令第七條第一項ノ規定ニ依リ前月中ニ基本給ヲ定メタル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ様式第一號ニ依リ毎月十五日迄ニ道知事ニ報告スベシ但シ日日雇入レラルル勞務者ヲ雇入ルル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 令第八條第一項ノ規定ニ依リ報告スル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
 - 二 所定就業時間ノ定アルトキハ其ノ定
 - 三 未経験勞務者又ハ既經驗勞務者ノ雇入ノ際ノ男女別ノ基本給
 - 四 前號ノ基本給ニ付年齢別、職業別、學歷別又ハ經驗別ニ定アルトキハ其ノ定
- 第八條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人以上ナルトキハ令第十條又ハ第十一條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ノ賃金基準又ハ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ道知事ニ報告スベシ
- 前項ノ規定ニ依ル報告ニシテ請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法又ハ獎勵加給ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱、所在地及其ノ作業又ハ製品ノ種類毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 作業又ハ製品ノ種類

二 單價請負ノ定アルトキハ請負單價及算定方法

三 時間請負ノ定アルトキハ請負時間及算定方法

四 歩合請負ノ定アルトキハ歩合及算定方法

五 獎勵加給ノ定アルトキハ獎勵加給ノ額若ハ率及算定方法

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ前項各號ノ事項ニ關スル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル

第一項ノ規定ニ依ル報告ニシテ手當、實物給與又ハ賞與ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地

二 手當ノ種類竝ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件

三 實物給與ノ種類竝ニ其ノ種類毎ニ數量及給與條件

四 賞與ノ種類竝ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件

第一項ノ規定ニ依ル報告ハ令第十條ノ規定ニ依ルモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内、令第十一條第三項ノ規定

ニ依ル報告ニ在リテハ報告ヲ要スル事項ニ付其ノ定ヲ爲シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ達スルニ至リタルトキハ第一項ノ規定ニ依

ル報告ハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第九條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人以上ナルトキハ令第十二條第

一項ノ規定ニ依リ箇箇ノ勞務者ニ付基本給若ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シ又ハ變更シタル基本給若ハ賃金基準ニ依リ

賃金ヲ支給スルニ付道知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱、所在地及昇給セシメントスル勞務者毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 氏名、男女ノ別及年齢

二 現在ノ基本給又ハ賃金基準及之ニ依リ賃金ヲ受ケタル期間

三 昇給セシムベキ年月日

四 昇給ノ程度

五 昇給セシメントスル理由

六 其ノ他參考トナルベキ事項

第十條 令第十三條第一項又ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告スル昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
 - 二 昇給期ノ定アルモノニ付テハ其ノ定
 - 三 昇給ニ必要ナル時間
 - 四 昇給セシベキ基本給又ハ賃金基準ニ付一回ノ昇給ノ最高及標準ノ額若ハ率
 - 五 昇給ニ必要ナル條件ノ定アルトキハ其ノ條件
 - 六 前三號ノ事項ニ付男女別、年齢別、職業別又ハ賃金等級別等ニ定アルトキハ其ノ定
 - 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第十一條 令第十三條第一項ノ規定ニ依ル昇給内規ノ報告ハ本令施行ノ日より三十日以内ニ之ヲ爲スベシ
同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スルニ至リタルトキハ令第十三條第一項ノ規定ニ依ル報告ハ其ノ五十人ニ達シタル日より十四日以内ニ之ヲ爲スベシ
- 第十二條 道知事ハ令第十五條ノ規定ニ依ル定アルトキ他ノ雇傭主ヲシテ其ノ定ニ從ハシムル爲必要アル場合ニ於テハ令第十六條第一項ノ規定ニ依リ勞務者ノ賃金ニ關シ定ヲ爲スコトヲ得
- 第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人以上ナルトキハ雇傭主ハ令第十八條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ賞與ノ支給ニ關シ道知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 賞與ノ額ガ其ノ支給日ニ於ケル常時雇傭スル勞務者ニ對シ平均シテ一人ニ付二十圓ヲ超エザル場合
 - 二 賞與ノ總額ガ常時雇傭スル勞務者ニシテ定額賃金制ニ依リ賃金ヲ受クルモノノ賞與支給日ノ前前月ノ賃金締切日ニ於ケル平均定額日給ノ十分分ニ支給日ニ於ケル常時雇傭スル勞務者ノ數ヲ乗ジタル額ヲ超エザル場合
- 第十四條 前條ノ許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
 - 二 賞與ヲ支給スベキ勞務者ノ數
 - 三 支給セントスル賞與ノ總額及前年同期ニ支給シタル賞與ノ總額
 - 四 支給セントスル賞與ノ賞與率及前年同期ニ支給シタル賞與ノ賞與率
 - 五 支給セントスル賞與ノ總額ノ計算ノ基礎
 - 六 増加セントスル理由
 - 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十五條 令第十八條第二項ノ規定ニ依ル賞與率ハ賞與ノ支給日ノ前前月ノ賃金締切日ニ至ル期間ニ於ケル常時雇傭スル勞務者ノ賃金ノ一月平均總額ヲ以テ其ノ賞與總額ヲ除シテ之ヲ算定スルモノトス

前項ノ賃金ニハ實物給與、第三條ニ定ムル賞與及令第十八條第三項ニ規定スル給與ヲ含マザルモノトス

第十六條 雇傭主ハ臨時ノ給與ニ關シ其ノ常時雇傭スル勞務者ニ支給スル平均額ノ一年ヲ通ジテノ合計額ガ二十圓ヲ超ユル場合ニ於テハ令第十八條第三項ノ規定ニ依リ豫メ道知事ノ許可ヲ受クベシ但シ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ十人未滿ナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 前條ノ許可ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
- 二 給與スベキ勞務者ノ數
- 三 給與ノ總額又ハ給與物ノ種類、數量及價格
- 四 給與ヲ爲ス理由
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ賃金臺帳ヲ作成シ各勞務者ニ付左ノ事項ヲ記載スベシ但シ日日雇入レラルル勞務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 賃金締切日ノ定アルトキハ其ノ賃金締切期間ノ、賃金締切日ナキトキハ毎月ノ金錢給與タル賃金ノ總額及其ノ内譯
 - 二 前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及數量
 - 三 工場又ハ鑛山ニ在リテハ前二號ニ掲グルモノノ外毎就業日ニ於ケル就業時間
- 請負賃金制ニ依ル賃金支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ毎月支拂ヒタル賃金ニ付様式第二號ノ計算表ヲ作成シ賃金臺帳ニ添附スベシ

第十九條 令第二十條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第三號ニ依ル

第二十條 本令ノ規定ニ基キ道知事ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル道知事ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル道知事ヲキ場合ニハ其ノ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル道知事ニ對シ之ヲ爲スベシ

附 則

本令ハ賃金臨時措置令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ賃金臨時措置令ノ效力ヲ有スル間其ノ效力ヲ有ス

賃金臨時措置令第十五條ノ組合及團體ノ指定

(總告第八百五十號
昭和十五年八月十七日)

賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ組合及團體ヲ左ノ通指定ス

- 一 農會
- 二 道山林會
- 三 漁業組合
- 四 漁業組合聯合會
- 五 水產組合
- 六 水產組合聯合會
- 七 水產會
- 八 工業組合
- 九 工業組合聯合會
- 十 重要物產同業組合
- 十一 重要物產同業組合聯合會
- 十二 酒造組合
- 十三 酒造組合聯合會
- 十四 朝鮮土木建築業協會
- 十五 道知事ノ指定スル組合又ハ團體

賃金統制令

(勅令第二百二十八號
昭和十四年三月三十一日)

- 第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク勞働者ノ賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス
 - 一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノ
 - 二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業
 - 三 其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ労働者ガ勞務ノ對償トシテ事業主ヨリ受クル給與其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ範圍及評價ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ハ賃金規則ヲ作成シ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

賃金規則ニ定ムベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

地方長官不適當ト認ムルトキハ賃金規則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第五條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ未經験労働者ノ初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

事業主未經験労働者ヲ雇入レタルトキハ命令ヲ以テ定ムル期間前項ノ規定ニ依ル初給賃金ニ準據シ賃金ヲ支拂フベシ但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 前條ノ場合ノ外地方長官労働者ニ支拂ハレタル賃金ノ額又ハ其ノ支給方法著シク不適當ト認ムルトキハ事業主ニ對シ將來ニ向ツテ之ヲ變更スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七條 第二條第三號ノ規定ニ依ル事業ノ指定、第五條第一號ノ規定ニ依ル初給賃金ノ決定並ニ第四條第三項及前條ノ規定ニ依ル命令ハ賃金委員會ニ諮問シテ之ヲ爲ス

賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ賃金ノ統制ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第九條 本令ハ國又ハ道府縣ノ事業ニハ之ヲ適用セズ

第十條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十一條 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ鑛業法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮鑛業令、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則、南洋群島ニ在リテハ南洋群島鑛業令トス

本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシテ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

賃金統制令施行規則

(府令第百十八號)
昭和十四年七月三十一日

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第三條第一項ノ賃金ノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ
賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ道知事ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

前項ノ標準價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

第二條 令第四條ノ規定ニ依ル賃金規則ニハ左ノ事項ヲ定ムベシ

一 賃金ノ支拂方法及支拂期日

二 所定就業時間(休憩時間ヲ含ム)及所定休憩時間

三 未経験労働者ノ初給賃金

四 定額賃金ノ等級別標準額

五 所定就業時間外労働ニ對スル割増率又ハ手當

六 所定休日出勤ニ對スル割増率又ハ手當

七 労働者ヲ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ夜間就業ニ對シ賞與又ハ手當ヲ支給スルトキハ其ノ額又ハ率

八 遅刻又ハ早退ノ場合ノ賃金計算方法

九 第五號乃至第七號ニ掲グルモノノ外賃金ノ範圍ニ含マルベキ賞與又ハ手當ノ種類、額又ハ率及給與條件

十 賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類、價額及給與條件

事業主ハ賃金規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ労働者ニ周知セシムベシ

第三條 令第五條ノ適用ニ付テハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ハ之ヲ未経験労働者トス

一 令ノ適用ヲ受クル事業ニ於テ從事セントスル業務ト同種ノ業務ニ三月以上從事シタル經驗アル者

二 前號ノ場合ノ外工場又ハ事業場ニ於テ六月以上労働ニ従事シタル經驗アル者

三 工業又ハ鑛業ニ關スル官立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ道知事ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者

四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者

五 前號ニ掲グルモノノ外修業年限六年ノ尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ五年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ三年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第四條 令第五條第一項ノ初給賃金ニ付テハ最高額及最低額ヲ定ム

第五條 第二項ノ期間ハ雇入ノ日ヨリ三月トス

第六條 令第五條第三項但書ノ規定ニ依リ左ノ場合ニ於テハ事業主ノ支拂フベキ賃金ハ令第五條第一項ノ規定ニ依ル初給賃金ニ準據セザルコトヲ得

一 試ニ雇傭シタル期間中ニシテ雇入後十四日以内ノ場合

二 身體ニ障害アル爲作業能力著シク劣レル者ニ付道知事ノ許可ヲ受ケタル場合

三 作業ノ性質其ノ他特別ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ道知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第七條 事業主ハ賃金臺帳ヲ作成シ労働者別ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 毎就業日ニ於ケル就業時間

二 賃金締切日ニ於ケル其ノ期間中（賃金締切日ナキ場合ニ於テハ毎月）ノ金銭給與タル賃金ノ總額及其ノ内譯

三 前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及價額
前項ノ賃金臺帳ハ三年間之ヲ保存スベシ

第八條 常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル事業主ハ第一號様式ニ依リ毎月二十日迄ニ前月（賃金締切日アル場合ニ於テハ前月ニ於ケル最終ノ賃金締切日前一月間）ニ於ケル労働者ノ賃金ニ付道知事ニ届出ヅベシ

第九條 令第八條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ第二號様式ニ依ル

附 則

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ規定ハ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

賃金統制令第二條第一號ノ事業指定

（總 告 第 六 百 十 六 號）
（昭和十四年七月三十一日）

賃金統制令第二條第一號ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 機械製造業
- 二 船舶車輛製造業
- 三 器具製造業
- 四 金屬品製造業
- 五 金屬精鍊業

國家總動員法抄

(法律第五十五號) (昭和十三年四月一日)
(法律第十九號改正)
(昭和十六年三月三日)

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用雇入若ハ解雇就職、從業若ハ退職又ハ賃金給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス